

西予市

第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(平成21年度～23年度)

平成21年3月

西 予 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 策定の方法	3
第5節 計画の基本理念	3
第2章 高齢者の状況	4
第1節 西予市の高齢者の状況	4
(1) 高齢者人口の動向	4
(2) 高齢者世帯の状況	5
(3) 住宅の状況	6
(4) 高齢者の就業状況	6
(5) 日常生活圏域別の状況	7
第2節 将来人口等の推計	9
(1) 高齢者人口の見込み	9
(2) 要介護（要支援）認定者の見込み	10
第3章 第3期介護保険事業計画の実績	11
第1節 介護給付の実績	11
第2節 介護サービスの実績	12
(1) 居宅サービスの実績	12
(2) 施設サービスの実績	13
(3) 地域密着型サービスの実績	13
(4) 地域支援事業の実績	14
第4章 高齢者福祉施策の展開	16
第1節 高齢者福祉サービスの充実	16
(1) 在宅福祉サービスの充実	16
(2) 介護家族への支援	17
(3) 高齢者の人権擁護	18
(4) 認知症高齢者・家族への支援	18
第2節 健康づくりと介護予防の推進	20
(1) 健康づくりの推進	20
(2) 介護予防の推進	22
第3節 生きがいくくりと社会参加の促進	23

(1) 生涯学習活動の支援	23
(2) 文化・スポーツ・レクリエーション等の支援	23
(3) 各種団体活動の支援	25
(4) 社会参加の促進	25
(5) ボランティア活動等への支援	26
第4節 高齢者にやさしい地域づくり	27
(1) 日常生活圏域における地域包括ケアの推進	27
(2) 地域福祉の推進	27
(3) 住みやすい環境づくり	28
(4) 防災・防火対策の推進	29
(5) 交通安全・防犯対策の推進	30
第5章 介護保険事業の推進	32
第1節 介護保険事業の推進に向けて	32
(1) 日常生活圏域の設定	32
(2) 地域包括支援センター	32
(3) 一貫性・連続性のある介護サービスの提供	33
(4) 療養病床の転換への支援措置	33
(5) 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策	34
(6) 平成26年度の目標	34
第2節 介護給付サービスの見込み	35
(1) 居宅サービス	35
(2) 地域密着型サービス	40
(3) 施設サービス	41
第3節 予防給付サービスの見込み	43
(1) 介護予防サービス	43
(2) 地域密着型介護予防サービス	48
第4節 地域支援事業の見込み	49
(1) 介護予防事業	49
(2) 包括的支援事業	49
(3) 任意事業	50
第6章 介護保険事業の適切な運営	52
第1節 第1号被保険者の保険料の設定	52
(1) 介護保険給付費の財源	52
(2) 給付費	53
(3) 第1号被保険者の保険料算定の基準	55
(4) 保険料の算定	57

第2節 サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項.....	58
(1) 円滑な制度運営のための体制整備.....	58
(2) 保険者としての支援体制の充実.....	58
(3) 利用者本位のサービス提供の推進.....	59
資料編.....	60
資料1 計画策定について.....	60
(1) 西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱.....	60
(2) 策定委員会委員.....	61
(3) 策定委員会開催状況.....	62
資料2 市内のサービス事業所一覧.....	63
資料3 用語解説.....	67

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国では、平成17年の国勢調査でみると国民の約5人に1人が65歳以上の高齢者、約10人に1人が75歳以上の後期高齢者となっており、他の国々では類を見ないペースで少子高齢化が進行しています。

本市は、国を上回るペースで少子高齢化が進行しており、平成20年10月1日の総人口（現住人口）に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、35.2%と3人に1人以上が高齢者という状況となっています。

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、寝たきりや認知症等により介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる一方で、人口規模の最も大きい階層である「団塊の世代」がまもなく高齢期を迎えることから、高齢者が長年培ってきた知恵や経験、技能を活用し、生きがいをもって生活できるような施策の展開が求められています。

こうした状況のもと、平成18年3月に策定した第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成18年度～20年度）に基づき、地域支援事業及び予防給付等の介護予防を重視した新たなサービスや高齢者を包括的に支える中核機関として地域包括支援センターを創設し、総合的な介護予防システムの確立を図るため、施策の展開を行っているところです。

一方で、今般の医療制度改革により、40歳以上74歳以下の方には特定健康診査等を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防の取り組みを行い、65歳以上の高齢者には、心身の状態や日常生活の状況を把握し、健康と生活機能の維持を目的とした生活機能評価を行うなど、介護予防の重要性は、ますます高まっています。

また、医療制度改革の柱の1つである療養病床の再編により、平成23年度末をもって介護療養型医療施設（介護療養病床）が廃止予定となっており、それを利用している方の受け皿づくりを含め、高齢者を地域で支える体制づくりを整備する必要があります。

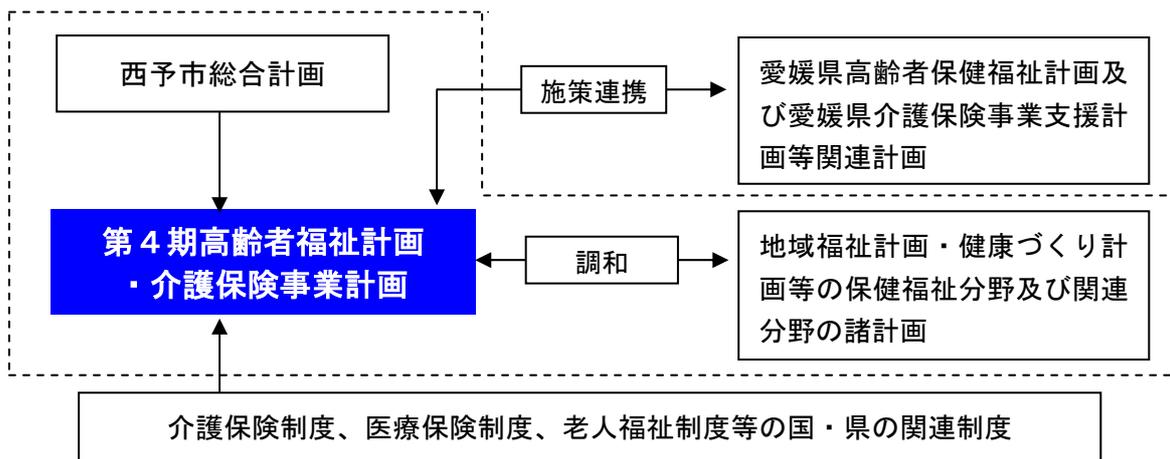
これらの状況を踏まえ、本市の持続可能な高齢者福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、平成21年度～23年度の3年間における高齢者に関する各種施策の基本指針及び事業展開並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービス見込量等を定めるものとして「西予市第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度～23年度）」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8による規定（老人福祉計画）及び介護保険法第117条による規定（介護保険事業計画）に基づき両計画を一体的に策定するものです。

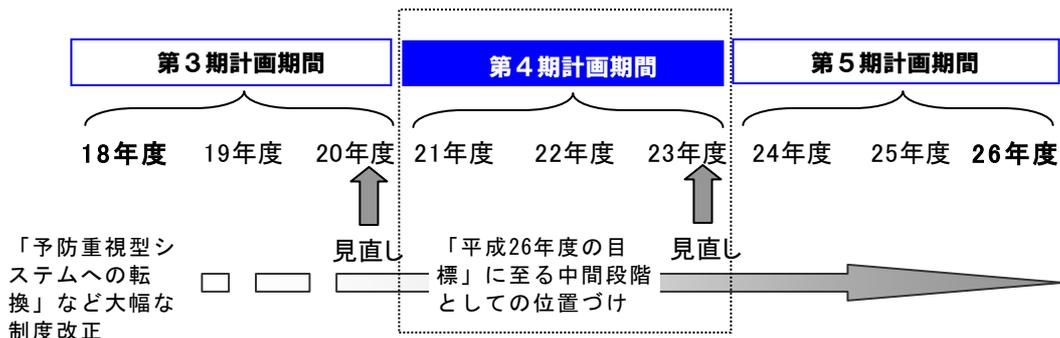
また、本市の「第1次総合計画」や関連する「健康づくり計画（健康増進法）」、「地域福祉計画（社会福祉法）」などの計画との整合を図ります。

また、老人保健の分野については、「老人保健法」の法的根拠がなくなりましたが、高齢者支援において欠くことのできない施策分野であることから、新たに「高齢者の医療の確保に関する法律」における「特定健康診査等実施計画」や「後期高齢者医療制度」そして「健康増進法」等を根拠とした高齢者保健分野の施策について本計画に位置づけることとします。さらには、「愛媛県高齢者保健福祉計画及び愛媛県介護保険事業支援計画」等との関連を十分に踏まえ、計画策定を行います。



第3節 計画の期間

計画は、第3期（平成18年度～20年度）の介護保険事業計画の策定に際して設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけとなっており、期間は平成21年度から平成23年度の3年間とし、平成23年度に見直しを行うものとします。



第4節 策定の方法

本計画の策定にあたり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者、介護サービス事業者等で構成される「西予市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、第3期の実績について検証・評価等を行い、高齢者に係る施策や介護保険事業に係る意見や提言を受け、計画に反映しています。

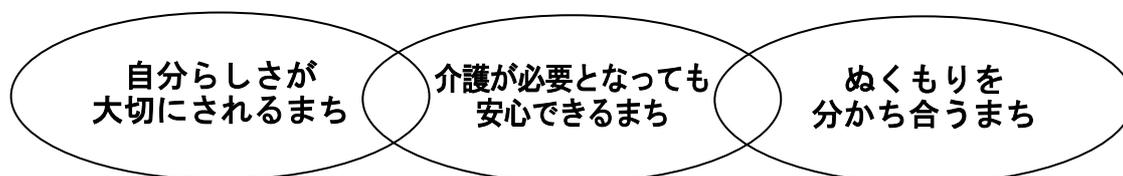
第5節 計画の基本理念

本計画は、平成18年度を初年度とする第3期計画で掲げた平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有するものであることから、第3期計画で設定した計画の将来像、基本的視点を引き継ぎ、計画の基本理念とします。

将来像

未来を支える

げんき・いつも現役・西予



■自分らしさが大切にされるまち

一人の人間として尊重され、高齢になっても心身の機能が衰えても、要介護状態になっても、尊厳を保ち自分らしく生活できるまちをめざします。

■介護が必要となっても安心できるまち

自らの意志や能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、自己選択、自己決定できるまちをめざします。

■ぬくもりを分かち合うまち

少子高齢社会の本市が『せいよらしさ』を発揮するために、高齢者をめぐる課題を自らの問題としてとらえ、地域の人々が連帯し、共に支え合う社会をめざします。

第2章 高齢者の状況

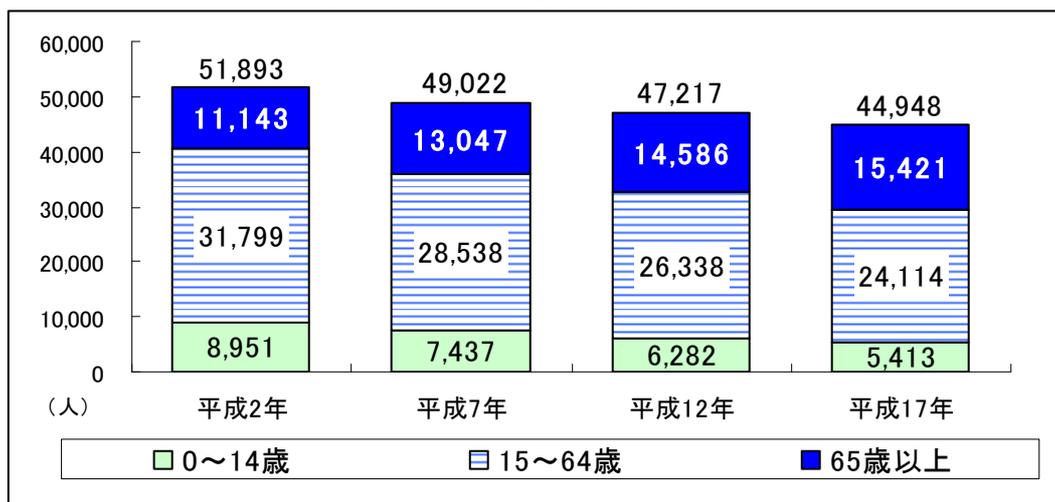
第1節 西予市の高齢者の状況

(1) 高齢者人口の動向

本市の総人口は、44,948人（平成17年国勢調査）で、近年の推移をみると平成2年の51,893人から6,945人の減少となっており、一貫して減少傾向にあります。

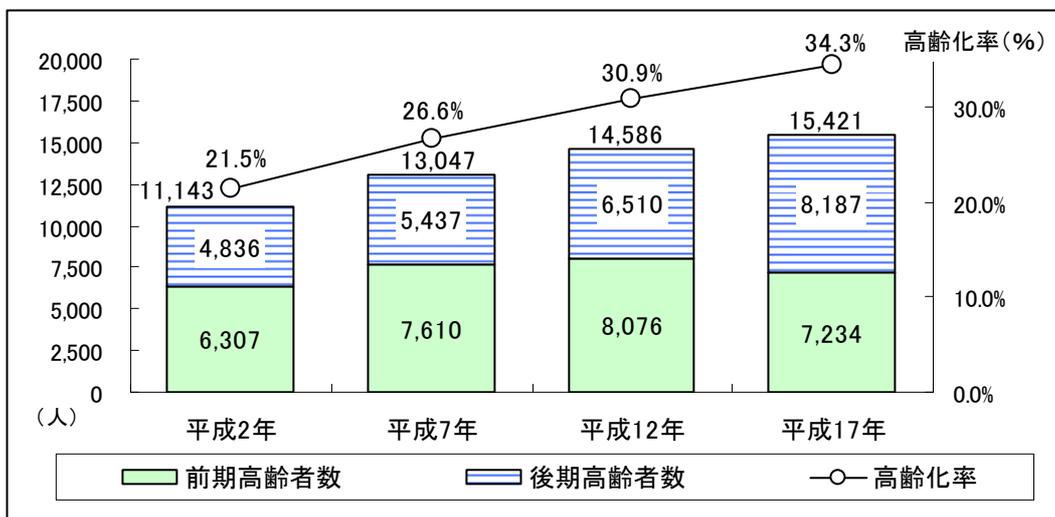
人口構造をみると、高齢者人口（65歳以上）は平成2年の11,143人（21.5%）から平成17年の15,421人（34.3%）へと人数、構成比率ともに増加しており、特に平成12年から平成17年の推移において後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65歳以上75歳未満）を上回りました。

年齢階層別人口の推移（国勢調査）



※平成12年の総人口には年齢不詳の11人を含む。

高齢者人口と高齢化率の推移（国勢調査）

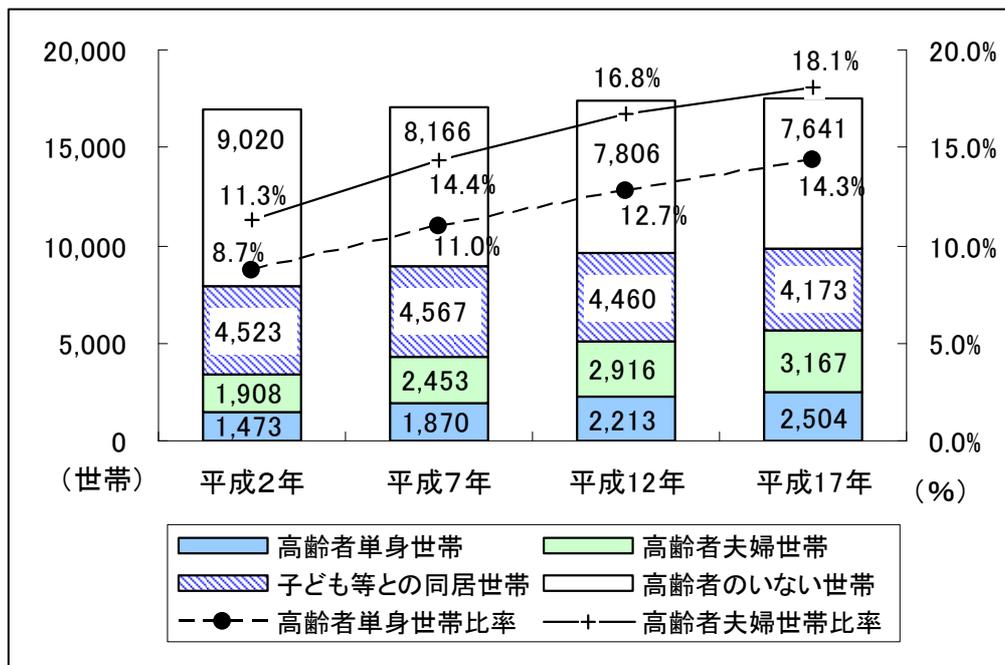


(2) 高齢者世帯の状況

本市の一般世帯数（施設等の世帯を除いた世帯数）は平成2年の16,924世帯から、平成17年の17,485世帯へと増加する一方、高齢者のいる世帯は平成2年の7,904世帯から平成17年の9,844世帯へと増加し、一般世帯に対する高齢者のいる世帯の割合は平成12年の46.7%から、平成17年では56.3%へと増加しています。

世帯構成別でみると、平成2年から平成17年では「子ども等との同居世帯」が4,523世帯から4,173世帯へと減少する一方で、「高齢者夫婦世帯」、「高齢者単身世帯」（ひとり暮らし世帯）が増加傾向にあります。

高齢者世帯類型（国勢調査）



(3) 住宅の状況

一般の世帯に比べ、高齢者の持ち家率が高いことはわが国の特徴ですが、本市においても一般の世帯の持ち家率が82.8%に対し、高齢者のいる世帯では93.7%にのぼります。

世帯の居住形態（平成17年）

（単位：世帯、％）

	一般の世帯		高齢者のいる世帯	
	世帯数	比率(%)	世帯数	比率
持ち家	14,306	82.8	9,216	93.7
公営・都市機構・公社の借家	870	5.0	277	2.8
民営の借家	1,673	9.7	308	3.1
給与住宅	317	1.8	15	0.2
間借り	104	0.6	19	0.2
計	17,270	100.0	9,835	100.0

※国勢調査。比率は端数処理の関係で100%にならない場合がある。

(4) 高齢者の就業状況

本市の高齢者の就業状況をみると、就業者に占める65歳以上の就業者の割合が平成2年の12.3%から平成17年の18.2%へと上昇しています。

高齢者の就業状況

（単位：人、％）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
就業者数	26,412	24,798	22,779	21,147
65歳以上の就業者数	3,242	4,168	4,052	3,841
65歳以上の就業者の割合	12.3%	16.8%	17.8%	18.2%

※国勢調査

(5) 日常生活圏域別の状況

①日常生活圏域別の高齢化の状況

日常生活圏域別でみた高齢化の状況は以下のとおりとなっており、野村・城川圏域(38.9%)、三瓶圏域(36.6%)では、市全体の高齢化率(35.2%)を上回っています。

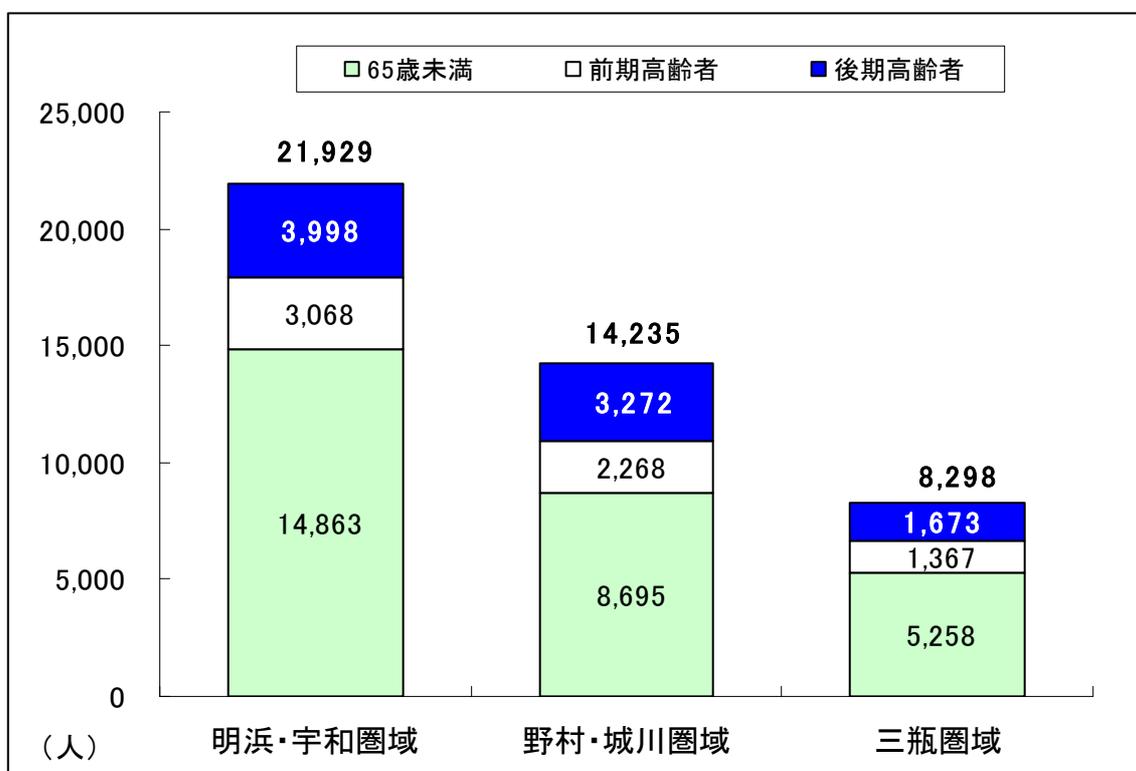
また、すべての圏域で後期高齢者数が前期高齢者数を上回ります。

日常生活圏域別の高齢化の状況

(単位:人、%)

	明浜・宇和圏域			野村・城川圏域			三瓶圏域
	明浜地区	宇和地区		野村地区	城川地区	三瓶地区	
総人口	21,929	4,087	17,842	14,235	9,967	4,268	8,298
高齢者人口	7,066	1,773	5,293	5,540	3,673	1,867	3,040
前期高齢者	3,068	747	2,321	2,268	1,559	709	1,367
後期高齢者	3,998	1,026	2,972	3,272	2,114	1,158	1,673
高齢化率	32.2%	43.4%	29.7%	38.9%	36.9%	43.7%	36.6%

※平成20年10月末現在。



②日常生活圏域別の要介護等認定者数の状況

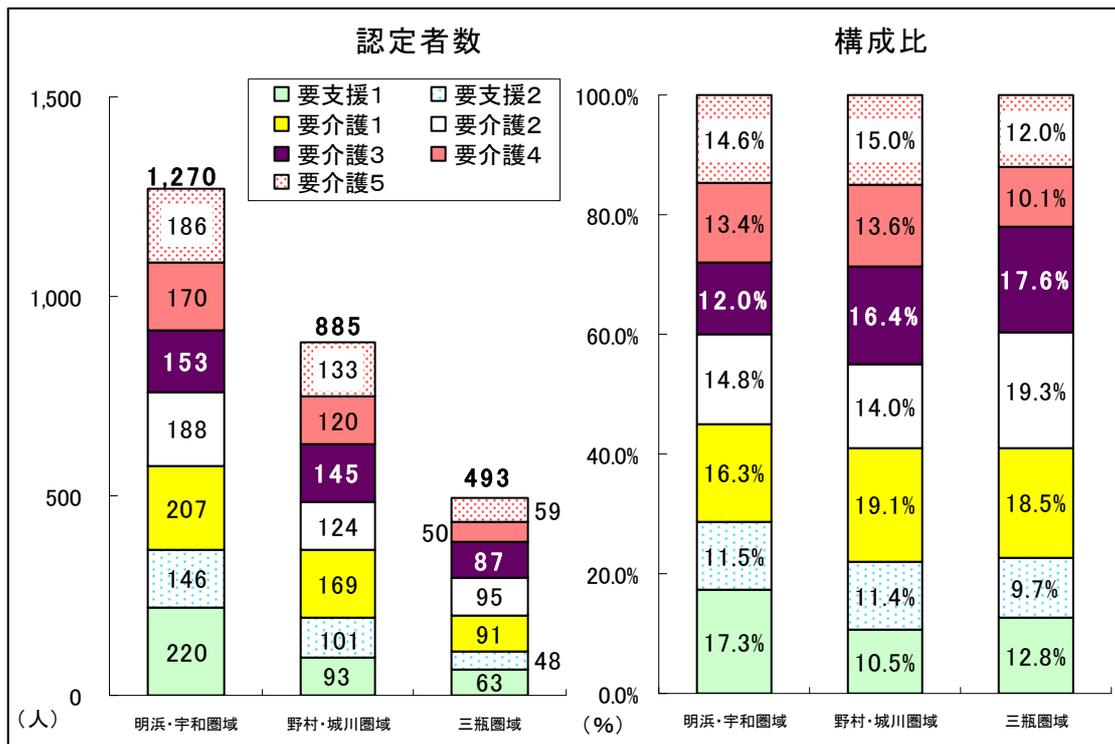
日常生活圏域別でみた要介護等認定者の状況は以下のとおりとなっており、明浜・宇和圏域では要支援1、野村・城川圏域では要介護1、三瓶圏域では要介護2の認定者がそれぞれ最も多くなっています。

日常生活圏域別の要介護等認定者の状況

(単位:人)

	明浜・宇和圏域			野村・城川圏域			三瓶圏域
		明浜地区	宇和地区		野村地区	城川地区	三瓶地区
要介護等認定者数	1,270	341	929	885	551	334	493
要支援1	220	70	150	93	54	39	63
要支援2	146	35	111	101	64	37	48
要介護1	207	52	155	169	112	57	91
要介護2	188	54	134	124	75	49	95
要介護3	153	37	116	145	88	57	87
要介護4	170	38	132	120	80	40	50
要介護5	186	55	131	133	78	55	59

※平成20年3月末現在



第2節 将来人口等の推計

(1) 高齢者人口の見込み

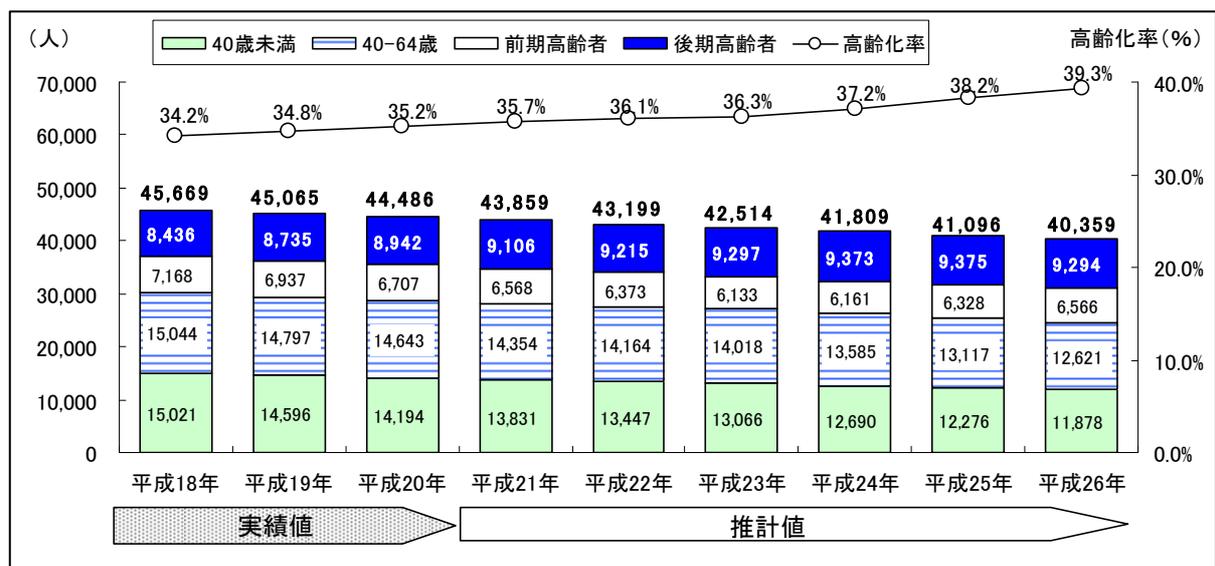
直近の住民基本台帳人口の1歳階級別男女別人口の実績値（平成16年～20年）を使用して、コーホートセンサス変化率法によって、平成21年から平成26年までの人口予測を実施した結果は以下のとおりとなっており、今後、総人口は減少傾向で推移する一方、高齢者人口はおおむね増加傾向で推移することが予測されます。また、高齢化率は平成20年の35.2%から平成23年では36.3%、平成26年では39.3%へと上昇することが見込まれます。

高齢者人口の見込み

(単位:人、%)

	実績値			推計値					
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	45,669	45,065	44,486	43,859	43,199	42,514	41,809	41,096	40,359
40歳未満	15,021	14,596	14,194	13,831	13,447	13,066	12,690	12,276	11,878
40-64歳	15,044	14,797	14,643	14,354	14,164	14,018	13,585	13,117	12,621
高齢者人口	15,604	15,672	15,649	15,674	15,588	15,430	15,534	15,703	15,860
前期高齢者	7,168	6,937	6,707	6,568	6,373	6,133	6,161	6,328	6,566
後期高齢者	8,436	8,735	8,942	9,106	9,215	9,297	9,373	9,375	9,294
高齢化率	34.2%	34.8%	35.2%	35.7%	36.1%	36.3%	37.2%	38.2%	39.3%

※住民基本台帳。平成20年までは実績値（各年10月1日現在）。平成21年からは推計値。



(2) 要介護（要支援）認定者の見込み

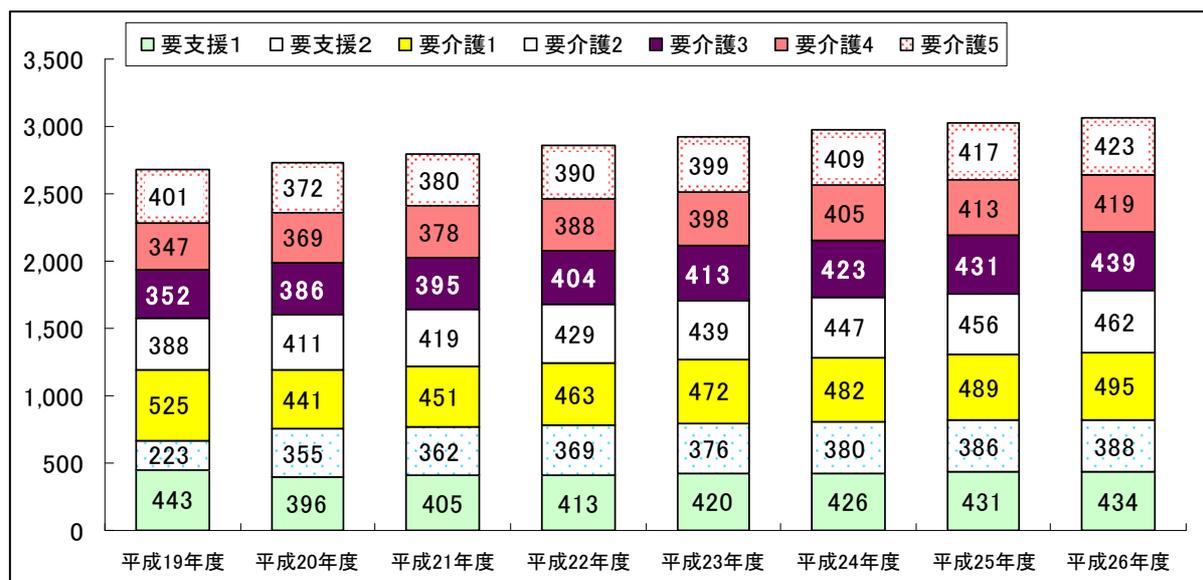
将来人口推計結果と要介護（要支援）認定者の過去の推移から将来の要介護（要支援）認定者数を推計すると以下のとおりとなり、要介護（要支援）認定者は、高齢者人口の増加に伴い、平成19年度の2,679人から平成23年度には2,917人、平成26年度には3,060人に増加することが見込まれます。

要介護（要支援）認定者の見込み

(単位:人)

	実績値	推計値						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	443	396	405	413	420	426	431	434
要支援2	223	355	362	369	376	380	386	388
要介護1	525	441	451	463	472	482	489	495
要介護2	388	411	419	429	439	447	456	462
要介護3	352	386	395	404	413	423	431	439
要介護4	347	369	378	388	398	405	413	419
要介護5	401	372	380	390	399	409	417	423
計	2,679	2,730	2,790	2,856	2,917	2,972	3,023	3,060

※平成19年度は実績値。平成20年度からは推計値。



第3章 第3期介護保険事業計画の実績

第1節 介護給付の実績

標準給付費でみると、その他給付費を除いて実績値が計画値を下回りました。この理由として、地域密着型（介護予防）サービスの新設が当初の見込みより開設の時期が後にずれ込んだほか、施設サービスのうち介護老人福祉施設について、平成19年度開設の予定が実際には平成20年度開設となったことなどが挙げられます。

標準給付費の実績と計画値

(単位:千円、%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績値	居宅(介護予防)サービス	1,165,823	1,243,131	
	地域密着型(介護予防)サービス	457,403	558,427	
	施設サービス	1,857,981	1,836,765	
	その他の給付費	255,253	268,393	
	計	3,736,460	3,906,716	
計画値	居宅(介護予防)サービス	1,265,712	1,289,491	1,330,522
	地域密着型(介護予防)サービス	570,890	643,665	643,505
	施設サービス	1,948,953	2,085,603	2,090,354
	その他の給付費	215,262	241,651	245,741
	計	4,000,817	4,260,410	4,310,122
計画対比	居宅(介護予防)サービス	92.1%	96.4%	
	地域密着型(介護予防)サービス	80.1%	86.8%	
	施設サービス	95.3%	88.1%	
	その他の給付費	118.6%	111.1%	
	計	93.4%	91.7%	

※事業年報。その他の給付費とは、高額介護サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護サービスを指す。

第2節 介護サービスの実績

(1) 居宅サービスの実績

居宅サービスの給付費の実績は以下のとおりとなっています。

居宅サービスの実績値と計画値（介護給付・予防給付）

（単位：千円、％）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問介護・介護予防訪問介護	実績値	203,431	190,670	183,298
	計画値	237,448	238,584	243,695
	計画対比	85.7%	79.9%	75.2%
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	実績値	24,866	23,945	25,022
	計画値	29,211	29,240	29,274
	計画対比	85.1%	81.9%	85.5%
訪問看護・介護予防訪問看護	実績値	33,293	38,120	45,138
	計画値	41,722	42,552	43,309
	計画対比	79.8%	89.6%	104.2%
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	実績値	11,552	16,730	18,829
	計画値	11,440	11,465	11,646
	計画対比	101.0%	145.9%	161.7%
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	実績値	7,497	6,745	6,408
	計画値	8,441	8,203	8,206
	計画対比	88.8%	82.2%	78.1%
通所介護・介護予防通所介護	実績値	325,020	380,209	444,997
	計画値	322,886	338,517	361,086
	計画対比	100.7%	112.3%	123.2%
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	実績値	126,646	136,457	139,789
	計画値	136,527	140,457	143,683
	計画対比	92.8%	97.2%	97.3%
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	実績値	122,488	138,124	162,496
	計画値	147,286	152,615	157,631
	計画対比	83.2%	90.5%	103.1%
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	実績値	33,403	39,175	42,503
	計画値	44,261	44,458	44,321
	計画対比	75.5%	88.1%	95.9%
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	実績値	15,385	25,025	29,366
	計画値	11,752	13,216	13,216
	計画対比	130.9%	189.4%	222.2%
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	実績値	80,363	74,562	79,083
	計画値	102,244	98,795	99,459
	計画対比	78.6%	75.5%	79.5%
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	実績値	5,183	5,101	5,465
	計画値	5,883	5,912	5,852
	計画対比	88.1%	86.3%	93.4%
住宅改修・介護予防住宅改修	実績値	19,230	18,885	21,946
	計画値	19,935	20,149	20,552
	計画対比	96.5%	93.7%	106.8%
居宅介護支援・介護予防支援	実績値	157,466	149,385	151,523
	計画値	146,677	145,329	148,592
	計画対比	107.4%	102.8%	102.0%

※実績値はサービス見込み量ワークシートより。平成20年度の値は推計値。

(2) 施設サービスの実績

施設サービスの利用者の実績は以下のとおりとなっており、介護老人保健施設を除いて実績値が計画値を下回りました。

施設サービスの実績値と計画値

(単位:人、千円)

		単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実績値	介護老人福祉施設	利用者	320	319	359
		給付費	884,014	896,136	997,785
	介護老人保健施設	利用者	238	240	234
		給付費	679,928	702,136	703,823
	介護療養型医療施設	利用者	68	53	55
		給付費	294,039	238,493	251,909
計画値	介護老人福祉施設	利用者	327	372	372
		給付費	944,934	1,079,068	1,080,770
	介護老人保健施設	利用者	234	234	234
		給付費	697,618	699,723	701,828
	介護療養型医療施設	利用者	72	72	72
		給付費	306,401	306,811	307,755
計画対比	介護老人福祉施設	利用者	97.9%	85.6%	96.5%
		給付費	93.6%	83.0%	92.3%
	介護老人保健施設	利用者	101.7%	102.6%	100.0%
		給付費	97.5%	100.3%	100.3%
	介護療養型医療施設	利用者	94.6%	73.7%	76.4%
		給付費	96.0%	77.7%	81.9%

※実績値はサービス見込み量ワークシートより。平成 20 年度の値は推計値。

(3) 地域密着型サービスの実績

①地域密着型サービスの整備状況

地域密着型サービスの整備状況を見ると、認知症対応型共同生活介護について、各地区にサービス基盤（事業所）が整備されており、第3期計画での必要利用定員 220 名を達成しています。

地域密着型サービス基盤の整備状況

(単位:事業所数、名)

	地区					計
	明浜	宇和	野村	城川	三瓶	
認知症対応型共同生活介護	1	6	4	1	2	14
定員	18	87	63	18	34	220

②地域密着型サービスの給付費の実績

地域密着型サービスの給付費の実績は以下のとおりとなっています。

地域密着型サービスの実績値と計画値

(単位:千円、%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
認知症型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護	実績値	0	0	0
	計画値	48,738	48,402	48,031
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同 生活介護	実績値	457,403	558,427	624,292
	計画値	522,152	595,263	595,474
	計画対比	87.6%	93.8%	104.8%

(4) 地域支援事業の実績

①保険給付費に対する地域支援事業費

地域支援事業費は保険給付費の3%以内とされており、本市は各年度の対給付費の上限を以下の計画値のとおり見込んでいましたが、実績値は計画値を大きく下回る結果となっています。この理由として、地域支援事業が平成18年度から新たに創設されたサービスであること、本市では平成19年度から地域包括支援センターを設置する計画であったことなどから、政令で定められている上限額を考慮して計画値を見込んでいたことなどが挙げられます。

保険給付費に対する地域支援事業費の実績値と計画値

(単位:円、%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績値	保険給付費	3,731,702,394	3,902,079,721	
	地域支援事業費	17,737,661	58,586,238	
	割合	0.5%	1.5%	
計画値	保険給付費	3,995,681,533	4,255,119,659	4,304,673,302
	地域支援事業費	38,242,000	97,867,000	129,140,000
	割合	1.0%	2.3%	3.0%
計画対比	保険給付費	93.4%	91.7%	
	地域支援事業費	46.4%	59.9%	

※保険給付費とは、標準給付費から審査支払手数料を除いたもの。

②地域支援事業費の実績

地域支援事業は、「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つから成り立っています。本市では平成19年4月に地域包括支援センターを設置したことから、平成19年度に「包括的支援事業」の費用額が大きく伸びています。

地域支援事業費の実績と計画値

(単位:円、%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績値	介護予防事業	11,937,510	7,421,993	
	包括的支援事業	935,496	42,460,876	
	任意事業	4,864,655	8,703,369	
	計	17,737,661	58,586,238	
計画値	介護予防事業	18,266,000	39,970,000	52,854,000
	包括的支援事業	12,368,000	48,378,000	63,997,000
	任意事業	7,608,000	9,519,000	12,289,000
	計	38,242,000	97,867,000	129,140,000
計画対比	介護予防事業	65.4%	18.6%	
	包括的支援事業	7.6%	87.8%	
	任意事業	63.9%	91.4%	
	計	46.4%	59.9%	

③介護予防対象者（特定高齢者）の推移

地域支援事業の1つである介護予防特定高齢者施策を実施するためには、その対象者である特定高齢者を把握する必要があります。特定高齢者は高齢者人口（第1号被保険者）のおおむね5%と見込まれており、このため健診等で生活機能評価を実施し、特定高齢者の把握を行っており、平成19年度では4.42%と計画値を上回る実績値となっています。

介護予防対象者数（特定高齢者）の実績値と計画値

(単位:人、%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績値	介護予防事業対象者数	88	692	
	高齢者人口に対する割合	0.56%	4.42%	
計画値	介護予防事業対象者数	469	683	891
	高齢者人口に対する割合	3.00%	4.00%	5.00%
計画対比	介護予防事業対象者数	18.8%	101.3%	

第4章 高齢者福祉施策の展開

第1節 高齢者福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等への効果的な支援として、要援護高齢者が在宅で充実した生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりの状態像に対応した幅広い福祉サービスを提供します。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などの一層の増加が見込まれることから、養護老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウスなど家庭環境、住宅事情等で自立生活に支援が必要な方への支援のほか、在宅サービスの充実を図っていきます。

【主な事業等】

①食の自立支援事業〔高齢者〕

65歳以上の単身世帯、高齢者世帯で食事の調理が困難な方に、昼に給食を配達し、安否確認、孤独感の解消など、日常生活を支援します。

②外出支援サービス事業〔高齢者〕

おおむね65歳以上の高齢者で、一般交通機関を利用することが困難な方に対し、デイサービスへの送迎を行います。

③養護老人ホーム〔高齢者〕

65歳以上の高齢者で、心身状況、家庭環境等の問題により、自宅での生活が困難な方を対象として、サービスを提供しています。

④ケアハウス〔高齢者〕

60歳以上の高齢者で、身体機能の低下が認められ、または高齢等のため孤立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が低額で利用できる施設を提供します。

⑤生活支援ハウス〔高齢者〕

おおむね60歳以上のひとり暮らしまたは夫婦世帯で、高齢のため生活することに不安がある方に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設を提供します。

高齢者福祉施設（介護保険以外）の整備状況と計画値

(単位:人、箇所)

種別	実績値	第4期計画の見込み		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
養護老人ホーム(定員数)	120	120	120	120
ケアハウス(定員数)	60	60	60	60
生活支援ハウス(定員数)	10	10	10	10
地域包括支援センター (箇所数)	1	1	1	1
(支所)	(1)	(1)	(1)	(1)

(2) 介護家族への支援

高齢化の進展に伴い、介護者も高齢化していますが、わが国の家庭における介護の多くは女性によって担われており、高齢女性の在宅介護が顕著です。介護度が重くなるほど介護負担は重いといわれ、いつまで介護が続くのかなど不安も大きく、在宅介護を推進していく上で、介護家族への支援の必要性は高まっています。

このため、総合的な相談機能を充実していくとともに、介護者相互の交流会の開催をはじめとする介護者への支援を強化し、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業等】

①介護用品支給事業〔介護者〕

在宅高齢者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を支給し、介護者の負担を軽減します（介護者及び被介護者の支給要件あり）。

②家族介護教室〔介護者〕

家族介護者同士の交流を行いながら、介護技術の向上とリフレッシュを図ります。

③介護相談〔介護者〕

介護家族の総合的な相談に応じていきます。

④在宅寝たきり老人等介護手当支給事業〔介護者〕

在宅寝たきり老人等を介護している介護者に対し、介護手当を支給し、経済的負担の軽減と介護の労をねぎらいます（介護者及び被介護者の支給要件あり）。

(3) 高齢者の人権擁護

平成 18 年 4 月から「高齢者虐待防止法」が施行され、潜在化する虐待の早期発見・連絡・情報集約のシステムづくりが急務となっています。

家庭における高齢者に対する虐待や家族による財産権の侵害など、高齢者を被害者とする人権侵害についても、その予防と被害の救済が必要です。認知症に対する家族や地域住民の理解を図るよう広報・啓発を行うとともに、地域包括支援センターを中心とする地域包括支援システムにより、虐待防止に向けた仕組みづくりを図ります。

【主な事業等】

①高齢者虐待防止（総合相談事業）〔高齢者〕

高齢者への虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークの確立をめざし、情報収集など様々な社会資源と連携し、虐待防止を図ります。

②日常生活自立支援事業の推進〔高齢者〕

自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスを適切に利用したり、日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業について、情報提供や相談支援体制の充実など制度の普及促進や適正な運用に努めます。

③権利擁護事業〔高齢者〕

権利擁護にかかる相談等に対応するほか、関係団体、虐待防止ネットワーク等の連携により、虐待の早期発見、虐待防止の啓発活動に取り組むとともに、個々の虐待のケースに応じて保健医療サービスなどの継続を支援します。

④成年後見制度の利用支援〔高齢者〕

判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、代理権などの権限が与えられた成年後見人が本人を保護する成年後見制度について、その内容を広く周知するとともに、関係機関や団体と連携して制度の利用支援に努めます。

(4) 認知症高齢者・家族への支援

平成 17 年度から厚生労働省では「認知症を知り地域をつくる 10 ヶ年」キャンペーンが開始され、認知症への関心や理解は進みつつありますが、更なる認知症の正しい理解や認知症高齢者及びその家族への支援などは、今後の課題となっています。

地域において、認知症の本人とその家族を支えるためには、認知症への対応（予防、早期発見、ケア等）を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し

て、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要です。

このため、認知症に関する教室の開催や正しい知識の啓発を行うとともに、医療機関、サービス提供事業所、地域住民、関係団体等との連携により、見守りや支援の体制整備を推進していきます。

【主な事業等】

①認知症サポーター・キャラバンメイトの育成〔市民〕

地域に認知症の正しい知識を普及したり、認知症本人と家族を支援する認知症専門のボランティアの育成に取り組んでいきます。

②アクティビティ・認知症介護教室〔高齢者・介護者・市民〕

認知低下のおそれのある方や介護者、市民を対象に、通所介護の中でレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

③うつ予防・支援のための健康相談〔特定高齢者〕

閉じこもりがちでうつのおそれのある方を対象に、保健師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士等の専門の関係者が相談や情報提供を行い、うつや心の健康づくりに関する健康相談を行うとともに、医療との連携により認知症の早期対応も図ります。

④認知症高齢者見守りネットワークづくり〔一般高齢者・介護者〕

何らかの支援を必要とする方にとって、最も身近な地域住民のほか、民生委員・児童委員、サービス事業者等による見守りネットワークづくりの構築を検討します。

第2節 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

本市では平成17年度から、西予市健康づくり計画2014「元気だ！せいよ」に基づき、「20～64歳の死亡の減少」「要介護者の減少」「医療費の適正化」「生活の満足度を高める」を目的に、生活習慣の改善に取り組んでいます。

健康づくりは市民自らが主体となり「自分自身の健康度を高める」ことが大切です。市民一人ひとりが自分の身体の状態を把握し、身の回りの健康資源を活用しながら、自らの健康を実現していくよう、本市は健康づくりに係る様々な関係者が総合的に支援する環境づくりに取り組み、健康の保持・増進と疾病の発生を予防する一次予防を推進していきます。

【主な事業等】

①西予市健康づくり計画2014の推進

健康づくりは市民が主役であるという基本理念に基づき、市民の一人ひとりが自己の選択に基づいて主体的に健康を実現するよう、健康づくりに係る様々な関係者、関係機関の機能や特色を生かしながら、健康づくりの環境を整備していきます。また、市民が的確に選択できるよう情報提供や保健事業を充実します。さらに、めざす健康目標を科学的根拠に基づき設定するとともに、適切に評価し、健康づくり運動に生かし、効果的に計画を推進していきます。

②健康づくりの意識啓発

市民の健康に対する関心と意識を高め、さらに主体的に健診を受けることができるよう、「広報せいよ」やホームページへ健康情報の掲載などを実施します。

また、保健センターや公民館など人が集まる場所にポスターの掲示を行うなど健康づくりに役立つ情報を掲示していきます。

③健康手帳の配布

基本健康診査、各種がん検診の結果やその他健康に関する情報を記録するための健康手帳を配布し、活用方法を指導しながら、健康意識を啓発していきます。65歳以上の市民に対しては、介護予防につながる活用方法にも取り組みます。

④健康教育の実施

各地区で公民館や地区集会所など市民の身近な場所で、特に、高血圧、糖尿病予防に重点を置き、地区の状況にあわせて生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する

正しい知識の普及を図り、自らの健康は自らがつくる意識を広めます。

⑤健康相談（重点・総合）の実施

特定健康診査時の要指導者 65 歳未満に対し保健師、栄養士等が健康に関する相談に応じ、必要な指導や助言を行います。

⑥特定健康診査の実施

生活習慣病の予防・早期発見を目的に、市民自らが健康状態を把握する機会として、各地区の実情にあわせて実施します。特に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別に保健指導を充実させ、40 歳代、50 歳代の受診者が増えるよう医療機関との連携に努めながら、受診率の向上をめざしていきます。

⑦訪問指導の実施

健康診査の要指導者や、健康上指導が必要な方等を対象に、保健指導のための訪問を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ります。

⑧がん検診等の実施

がん等の早期発見を目的として、各地区の実情にあわせ前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、結核・肺がん検診、肺がんデジタル・CT 検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診、骨粗しょう症検診、腹部超音波検診を実施するとともに、精密検査受診率 100%をめざし、受診勧奨に取り組みます。

⑨高齢者インフルエンザ予防接種事業

65 歳以上の高齢者等で希望者を対象に、インフルエンザの発症・重症化防止のため予防接種の費用負担軽減を図ります。

⑩はり・きゅう・マッサージ補助事業

65 歳以上の高齢者を対象に、はり・きゅう・マッサージ等の施術費用の一部を助成します（支給要件あり）。

(2) 介護予防の推進

近年、軽度層の要介護状態となった原因が、下肢機能の低下や閉じこもりなどにより生活機能が徐々に低下していくいわゆる「廃用症候群」が大きな割合を占めていることがわかってきました。廃用症候群など徐々に生活機能が低下するものは早期から予防とリハビリテーションを行うことが効果的であることから、すべての高齢者を対象として、介護予防事業を実施します。

【主な事業等】

①介護予防の普及

自発的に介護予防への関心を高めるよう、「広報せいよ」、パンフレット、ホームページなどにより介護予防に関する情報の提供を行います。また、高齢者の集まる機会をとらえ、啓発活動を行っていきます。

②健康相談

血圧測定、尿検査、保健・栄養指導等を行い、高齢者の介護予防への注意を喚起するほか、各地区において生活や栄養改善の普及啓発等を図ります。

③高齢者食生活改善事業

食生活改善推進員と協働し、丈夫な骨づくりや健康な食生活について学習及び実習を行います。

④認知症サポーター・キャラバンメイトの育成

地域に認知症の正しい知識を普及するとともに、認知症本人と家族を支援する認知症専門のボランティアの育成に取り組んでいきます。

⑤地域住民グループ支援事業

地域で自主的な介護予防活動を組織化し、育成・支援を行うとともに、自主グループ間の交流により、活動が活発化するよう支援します。

⑥生きがいデイサービス事業

介護認定において自立と判定された65歳以上の高齢者を対象に、食事サービス、健康チェック、生活指導、レクリエーションなど介護予防デイサービスを行い、閉じこもり予防と自立支援、社会的孤立感の解消等を図ります。

第3節 生きがいくりと社会参加の促進

(1) 生涯学習活動の支援

高齢者が生涯学習やスポーツ活動または趣味活動等に積極的に参加するとともに、生きがいを持って生活していくことが重要です。そして、超高齢社会を迎えるなかで地域社会を支えるためには高齢者自身がサービスの受け手としてだけでなく、担い手になることも期待されています。

また、社会教育分野等との施策連携を図り、高齢者がそれぞれの個性や能力、技能等を生かしながら多世代と交流を図る機会を充実していきます。

【主な事業等】

①生涯学習講座の充実〔高齢者〕

高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決するための必要な知識や教養を身につけるよう生涯学習講座、仲間と趣味を学習する講座など高齢者の生きがいくりを推進します。また、高齢者学級など高齢者の学習意欲に応え、日頃の学習成果を発表する場も提供します。

②世代間交流事業〔高齢者〕

保育園児との交流、小・中学生への凧やしめ縄づくりや伝承遊びなど豊かな体験を子どもに伝え、高齢者と子どもとの交流によって、多様な世代との交流の機会を推進し、高齢者のもてる力を地域に活用する契機としていきます。

③高齢者の生きがいと健康づくり推進事業〔高齢者〕

自然体験学習や木工教室を通じての小学生と高齢者の交流、軽スポーツを通じて健康増進、趣味の会活動を通しての親睦など、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション等の支援

本市には宇和町の開明学校をはじめ、各地域に有形文化財・史跡名勝天然記念物及び文楽などの民俗文化財が数多くあり、これらの文化的資源や環境を生かしたまちづくりや文化活動を展開しています。

また、28の公民館（中央、地区）がほぼ小学校区ごとに設置され、市民に最も身近な教育施設として社会教育関係団体やグループ、自治会の活動等、地域と密接に係わっています。

マラソン、駅伝大会も各地域で盛んに行われているなど、これらの市の特性や歴史、文化を生かした学習や文化活動、スポーツ、レクリエーション活動など高齢者の多様な活動がまちづくりの力にもなるよう支援していきます。

【主な事業等】

①軽スポーツの推進

クロッケーなど軽スポーツを通じて、健康づくりや世代間交流を図り、地域コミュニティの形成を推進します。

②さわやか健康大学

軽スポーツ、講話、一日研修、手芸等市民の誰もが楽しめる機会を提供します。

③総合型スポーツクラブの推進

地域において地域が自主的に運営する総合型スポーツクラブを推進し、世代を超えてスポーツを行うことで体力、健康増進を図りながら、地域コミュニティの形成を推進します。

④図書館の充実

図書館の充実を図り、高齢者の読書意欲に応えます。

(3) 各種団体活動の支援

少子高齢社会や家庭の子育て力の低下などを背景に、子育て支援活動に高齢者が主体的に参加することや、自然体験や昔遊びを子どもに伝承するなど、高齢者と子育て家庭・子どもとの交流によって、地域の結びつきが強くなることが期待されています。

また、老人クラブをはじめとする仲間づくりを目的とした自主活動グループなど、高齢者の多様なライフスタイルを支援していきます。

【主な事業等】

①老人クラブへの支援〔高齢者〕

高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、魅力ある活動によって老人クラブ会員の増加と活性化を支援します。

②敬老会活動支援事業〔高齢者〕

75歳以上の高齢者に対して、敬老事業補助金を交付し、敬老会活動を支援します。

③高齢者のサークル活動への支援〔高齢者〕

子育て支援などの福祉ボランティア、まちづくりや環境ボランティアなど地域の課題に主体的に取り組む高齢者のボランティア活動を支援していきます。

(4) 社会参加の促進

活力ある地域社会を維持していくためには、できるだけ多くの高齢者が地域社会の担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参加の機会を提供することが重要です。

このため、働く意欲のある高齢者の就業ニーズを満たしていくとともに、事業主への協力要請を図り、多様な就労機会の創出と、能力と適性に応じた働きやすい環境の整備に努めます。

【主な事業等】

①高齢者雇用の促進〔高齢者〕

市施設内に八幡浜公共職業安定所所掌の職業相談室を開設するなど、求職活動の利便性を確保し、高齢者の雇用を支援します。

②シルバーせいよの支援〔高齢者〕

定年退職者等の高齢者に臨時的かつ短期的、または軽易な業務に係る就業の機会を提供し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援します。

(5) ボランティア活動等への支援

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援することが求められています。

地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動の中で十分に活用できるよう、地域支援事業の活用も踏まえて、地域の中で自主的に活動する高齢者ボランティアグループの育成と支援に努めるとともに、新たなボランティア活動及び団体の発掘、支援等に努めます。

【主な事業等】

①高齢者の福祉活動への支援〔高齢者〕

老人クラブを中心にひとり暮らし高齢者の交流会などの福祉ボランティア活動を支援します。

②高齢者のボランティア活動の推進〔高齢者〕

介護支援ボランティア、子ども見守り隊などの地域の安全を守る活動、まちづくりや環境ボランティアなど地域の課題に主体的に取り組む高齢者のボランティア活動を支援していきます。

第4節 高齢者にやさしい地域づくり

(1) 日常生活圏域における地域包括ケアの推進

地域包括支援センターを中心として、地域の医療・保健・福祉関係者等の連携により、従来の在宅介護支援センターの活動実績を重視しながら、地域での継続的・包括的な地域包括ケアマネジメント体制の確立をめざしていきます。また、高齢者同士での支え合いも含めたボランティア活動等の市民の自主的な取り組みを、高齢者を支える重要な役割を果たすものとして位置づけ、活動の円滑な実施のための環境整備を推進します。

【主な事業等】

①地域包括支援センターの充実〔市民〕

地域包括支援センターを中核に、包括的支援事業を一体的に実施する役割を担う中立的立場の中核拠点として位置づけます。また、センターの適切、適正な運営を図るため「地域包括支援センター運営協議会」を設置します。

②地域ケアマネジメント体制の充実

介護支援専門員（ケアマネジャー）連絡会や地域ケア会議など、支援施策全体の検討や困難事例など相談に関する技術的な支援、関係者による情報交換の機会の充実を図ります。

③関係機関との連携〔市民〕

地域の高齢者の実態把握や相談、サービスに関する情報提供、調整等の実績を重視しつつ、新たな連携関係を構築し、地域ケア体制推進の機能強化を図ります。

(2) 地域福祉の推進

すべての市民が健やかで生きがいある生涯を送ることができる地域社会をつくるため、ノーマライゼーションの理念に立った地域福祉を推進していきます。このため、市民一人ひとりが福祉の担い手となるまちづくりの推進と保健・医療・福祉・教育など関係分野との連携体制やボランティア活動の充実に努めます。

【主な事業等】

①地域福祉体制の整備

市民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、地域社会の中で市民相互の支え合いによ

って助け合う自助意識や共助意識の高揚を図ります。また、高齢者や障害者が地域でのふれあいができる環境を整備し、地域福祉体制を確立します。

②ボランティア活動の促進

各種団体や自治会等の自治組織、企業等によるボランティア活動を促進するなど、地域ぐるみでの福祉活動を推進します。

③福祉社会づくりの推進

市と市民、自治会、市社会福祉協議会、ボランティア、NPO等とが協働・連携し、西予の新しい地域福祉文化づくりを推進します。

(3) 住みやすい環境づくり

本市は広大な面積を擁しているために、高齢者にとっては保健センターや公民館への移動が重要な課題となっています。

多くの高齢者等が利用するバス交通は、通院をはじめ生活交通手段として欠かすことのできないものですが、自家用車の普及と周辺部の過疎化などにより、利用者が減少し、本市においても運行そのものが難しくなっている現状です。

一方、平成12年の交通バリアフリー法の施行、平成14年のハートビル法の改正法施行などを契機に、国においては公共交通機関や高齢者、障害者等が社会生活で利用する建築物などのバリアフリー施策を総合的・一体的に推進する総合的なバリアフリー法の制定（ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化）に取り組もうとしています。

本市においても、高齢者の外出・移動支援の充実とともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインをこれからのまちづくりの共通課題として認識し、全庁的な取り組みを推進する必要があります。

【主な事業等】

①公共建築物や公園等の整備充実（バリアフリー化の推進）

広場・公園を含め公共建築物の整備充実について、障害者をはじめすべての市民にとって、利用しやすい施設となるようバリアフリー化や安心してくつろげる休憩スポット等の整備を促進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り込んでいきます。

②バス路線の維持〔市民〕

身近な移動手段の確保のため、市内を運行している民間バス事業者へ路線を維持するための補助金を交付します。

③生活交通路線巡回バスの運行〔市民〕

周辺地域から市内公共施設への移動手段として運営しており、今後も路線の維持・利便性の向上に努めます。

④温泉巡回バスの運行

西予市内の4つの温泉等（塩風呂「はま湯」、遊の里温泉、乙亥の里「カロト温泉」、クアテルメ宝泉坊）を巡る、温泉巡回バスの運行をしており、利用促進を図ります。

（４）防災・防火対策の推進

本市は東南海・南海地震防災対策推進地域となっており、明浜地区、三瓶地区では津波対策も必要です。本市は木造の家が多く、密集する地域もあり、冬季の暖房時期にはひとり暮らしの高齢者等に注意が必要となっています。

このため、災害時には声かけや避難の手助けが的確に行われるよう自主防災組織の役割や重要性を周知し、組織化と活動促進に努めるとともに、防災や防火意識、知識の普及啓発に取り組みます。また、民生委員・児童委員や自治会等と連携し、本人の同意を得て、災害時要援護者の把握に努めながら、関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制の整備と避難場所や避難ルートの周知、防災知識の普及に努めます。

【主な事業等】

①防災・防火意識の啓発〔市民〕

高齢者や障害者など、特別な配慮が必要な人が地域生活を維持するため、個々の状況に応じた防災・防犯意識の高揚を図ります。また、住宅用火災警報装置の設置を促進します。

②自主防災組織の育成〔市民〕

地域住民の防火、防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防火・防災体制を確立するため自主防災組織の活性化を促進します。また、地域ごとに防災訓練を実施することにより、災害発生時の被害の軽減、人的被害の防止を図ります。

③災害時等の避難誘導體制の整備〔市民〕

西予市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難できない災害時要援護者の把握に努め、自治会等地域住民の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。

また、災害時要援護者支援マニュアルを作成し、地域と協働で支援台帳の整備、福祉マップの作成など災害時要援護者の支援体制づくりを進めていきます。

④緊急通報体制等整備事業〔高齢者〕

市内在住で満65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害、その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

⑤ひとり暮らし高齢者住宅への防火訪問〔高齢者〕

関係機関と連携して、ひとり暮らしの高齢者住宅を定期的に訪問し、防火体制の充実を図ります。

(5) 交通安全・防犯対策の推進

社会環境の急激な変化に伴って、市民生活の安全が脅かされる犯罪や事件が増加傾向にあり、とりわけ「振り込め詐欺」「架空請求詐欺」「融資補償金詐欺」など、悪質で巧妙な手口の知能犯罪が全国規模で多発していますが、被害は高齢者が多くなっています。

防犯協会と警察との一層の連携を図りながら、より効果的な防犯灯設置など犯罪防止に努め、「地域の安全は地域で守る」という活動を展開していきます。市は広報や講座を通じて、高齢者を狙った犯罪を未然に防ぐよう啓発します。

また、市民の協力を得ながら、交通事故が発生しにくい環境づくりを進めるとともに、運転モラルをはじめとする安全意識の高揚を図ります。

【主な事業等】

①交通安全意識の高揚〔市民〕

警察、関係団体と協力し、高齢者、子どもや障害者など交通弱者を交通事故から守るため、交通安全施設の整備促進をはじめ、交通安全教室など交通安全に関する事業を推進します。

②防犯活動の促進〔市民〕

行政、関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。

③消費者生活知識の普及〔市民〕

消費者に身近な問題について学習する場を提供し、消費者との勉強会をもつことによって、「かしこい消費」を広め、家族を装ってお金をだます「振り込め詐欺」や高齢者等の不安につけ込む「靈感商法」等からの被害を防止します。

第5章 介護保険事業の推進

第1節 介護保険事業の推進に向けて

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案し、第3期計画に引き続いて「明浜・宇和圏域」、「野村・城川圏域」、「三瓶圏域」の3つの圏域を設定します。

(2) 地域包括支援センター

①地域包括支援センターの位置づけ

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図り、高齢者を地域で支えるシステムを構築していく中核的な機関として位置づけられています。本市では、地域包括支援センターを西予市社会福祉協議会に委託して運営しており、本所と支所を設置しています。

②地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターでは、地域における高齢者の生活を総合的に支援するための中核機関として次の事業を展開しています。

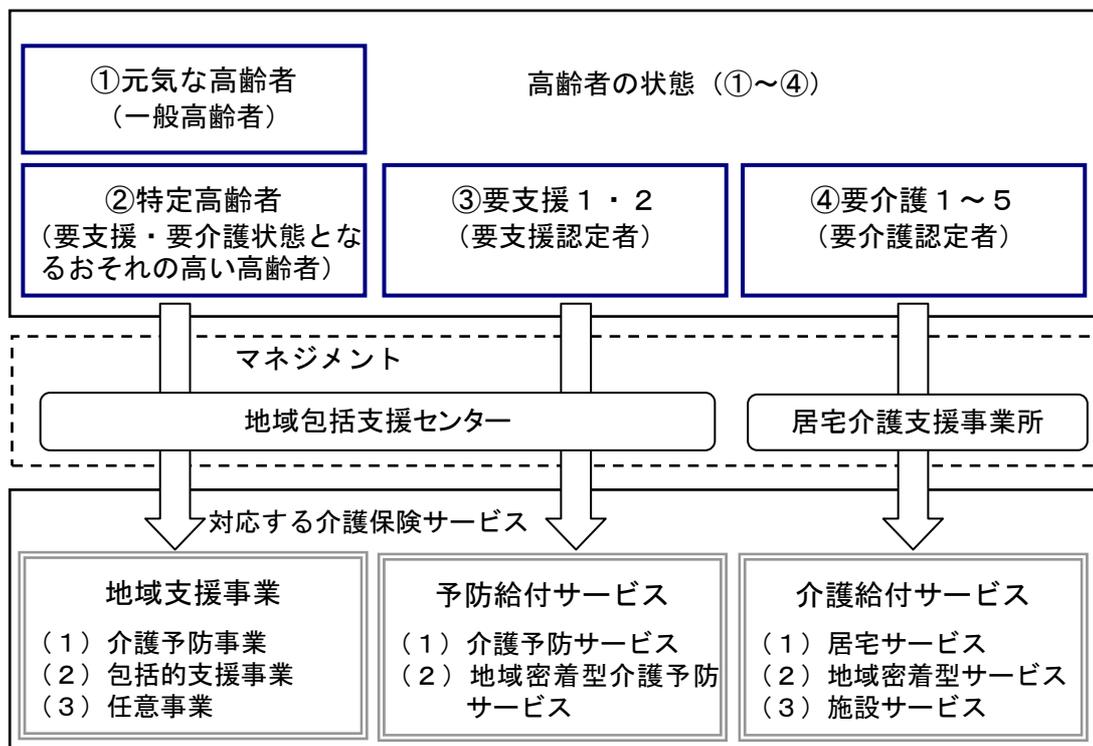
1. 総合相談・支援事業
2. 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
3. 介護予防事業に関するケアマネジメント
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

③地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターにおける事業の適切な運営と公平・中立性の確保を図っています。運営協議会は学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護サービス及び介護予防サービス事業者、サービス利用者、被保険者等によって構成されています。

(3) 一貫性・連続性のある介護サービスの提供

介護予防ケアマネジメント体制の確立により、「予防重視型」のシステムへ転換を図るとともに、介護が必要な方の状態に応じて自立した日常生活が送れるよう、介護予防から一貫性・連続性のある介護サービスの提供を行います。



(4) 療養病床の転換への支援措置

①市の基本的役割

療養病床の再編成は、医療の必要性の高い患者のための療養病床は確保しつつ、医療の必要性の低い患者については、こうした方々が利用している療養病床を介護老人保健施設等に転換して受け皿とすることとしているものです。このようなことから、介護療養病床は、平成 23 年度末で廃止されることとなります。

市は、介護保険の保険者であり、また住民に最も身近な自治体として地域ケア体制の整備にあたり、相応の役割を果たすことが求められます。

②相談体制の構築

愛媛県では、療養病床を有する医療機関の転換に関する相談に対応する窓口が設置されるほか、患者、家族等の不安を解消するための相談は、より住民に近い市を中心に対応します。

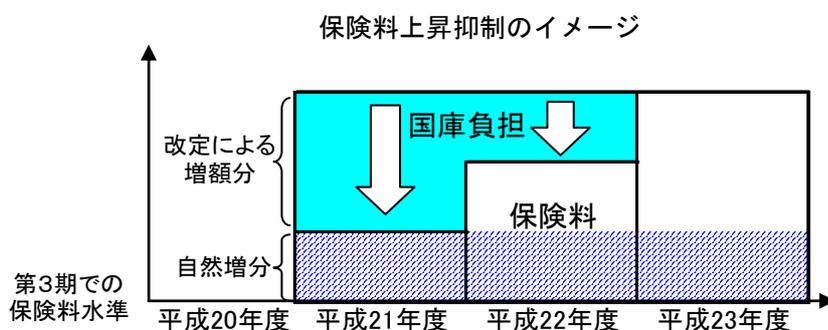
③支援措置

療養病床の再編成に伴い、病床の削減または廃止が生じ、患者の退院及び転院の支援が必要となる場合に、医療機関、地域包括支援センター、市、県がそれぞれ役割を分担しつつ、地域の実情に即した適切な支援の仕組みを構築します。

なお、再編成に伴う患者の退院及び転院の受け入れ先の調整等は、地域包括支援センター（包括的支援事業）が中心となり、再編成の意向を示す病院関係者（医師、医療ソーシャルワーカー（MSW）等）と連携してあたります。

（5）介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成 21 年度の介護報酬改定では、介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬のプラス改定が行われます。介護従事者処遇改善臨時特例交付金は介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制するために必要な経費を交付するもので、介護保険料の上昇分について、平成 21 年度は全額が国庫負担、平成 22 年度は 2 分の 1 が国庫負担となります。



（6）平成 26 年度の目標

国の指針において、「平成 26 年度における目標」が示されており、本市においても、平成 26 年度までに、①要介護 2 から 5 までの要介護認定者の施設・介護専用の居住系サービスの利用割合は 37%以下、②施設利用者全体に対する要介護 4・5 の割合は 70%以上、③介護保険 3 施設の個室・ユニット化の割合は 50%以上、特別養護老人ホームの個室・ユニット化の割合は 70%以上をめざします。

第2節 介護給付サービスの見込み

(1) 居宅サービス

居宅による生活を支援するため、在宅で生活している要介護1～5の人を対象に行うサービスです。

①訪問介護

居宅等の要介護者に対して、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）等によって入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行う事業です。

(単位:回、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用回数	44,952	42,492	38,426	39,252	39,787	41,134
利用人数	3,456	3,180	2,982	3,048	3,088	3,195
給付費	165,830,268	152,036,256	144,273,920	150,904,133	153,029,324	157,569,284

※利用回数、利用人数は、年間延べ数。

②訪問入浴介護

寝たきり等で入浴が困難な要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行う事業です。近年の状況としては、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位:回、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用回数	2,208	2,125	2,220	2,192	2,226	2,222
利用人数	576	505	529	524	532	532
給付費	24,865,968	23,945,005	25,021,749	25,472,015	25,865,999	25,821,825

※利用回数、利用人数は、年間延べ数。

③訪問看護

主治医がその治療の必要性を認めた場合、看護師等が居宅において療養上の世話または必要な診療補助を行う事業です。毎年度の実績でも利用が伸びており、第4期においても利用が伸びることが予想されます。

(単位:回、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用回数	5,112	5,472	6,115	6,455	6,742	7,197
利用人数	1,032	1,056	1,210	1,246	1,302	1,391
給付費	31,981,704	34,688,652	38,746,091	42,176,427	44,028,970	46,989,613

※利用回数、利用人数は、年間延べ数。

④訪問リハビリテーション

主治医がその必要性を認めた場合、居宅においてその心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業です。

(単位:日、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用日数	2,148	2,772	3,032	3,213	3,417	3,676
利用人数	480	624	687	729	775	835
給付費	9,842,592	13,074,480	14,280,444	15,560,666	16,546,313	17,803,874

※利用日数、利用人数は、年間延べ数。

⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理及び指導等を行う事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	1,103	1,049	992	972	953	934
給付費	7,063,380	6,215,400	5,980,590	6,025,085	5,904,584	5,786,492

※利用人数は、年間延べ数。

⑥通所介護

居宅要介護者が特別養護老人ホーム等の施設や老人デイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、日常生活を想定した運動機能の向上や栄養改善のための指導等の機能訓練を行う事業です。第3期においても利用・給付費とも伸びており、今後も伸びを見込んでいます。

(単位:回、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用回数	35,052	41,340	44,704	47,503	49,918	52,698
利用人数	5,496	5,880	6,388	6,780	7,127	7,517
給付費	260,916,096	310,854,816	343,472,690	373,870,335	393,210,802	414,196,657

※利用回数、利用人数は、年間延べ数。

⑦通所リハビリテーション

居宅要介護者に対して、介護老人保健施設や病院・診療所等で、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法士その他必要なリハビリテーションを行う事業です。

(単位:回、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用回数	14,808	14,472	14,282	14,734	15,080	15,775
利用人数	1,728	1,716	1,685	1,736	1,778	1,858
給付費	117,019,704	122,798,952	123,827,804	130,787,274	133,918,872	139,745,324

※利用回数、利用人数は、年間延べ数。

⑧短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業です。

(単位:日、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用日数	16,296	16,896	19,647	21,185	22,572	24,243
利用人数	1,572	1,824	2,115	2,283	2,432	2,618
給付費	120,330,672	134,934,264	157,404,851	174,305,987	185,779,918	198,933,814

※利用日数、利用人数は、年間延べ数。

⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行う事業です。

(単位:日、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用日数	3,720	4,320	4,693	4,819	4,977	5,209
利用人数	408	492	531	547	565	592
給付費	33,222,924	38,874,852	42,192,394	44,451,474	45,914,297	47,975,431

※利用日数、利用人数は、年間延べ数。

⑩特定施設入居者生活介護

特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス等)に入居している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う事業です。第4期においては、1事業所の新設(定員50人)と既存の2か所のケアハウス(定員各30人)の新たな指定を見込んでいることから、以下のような急増となることを見込んでいます。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	72	148	144	360	840	924
給付費	13,702,524	22,146,204	26,460,000	69,081,600	156,605,520	172,580,640

※利用人数は、年間延べ数。

⑪福祉用具貸与

日常生活を営むのに支障がある要介護者の日常の動作を助けたり、介護者の負担を助けたりするための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出す事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	5,772	5,556	5,633	5,674	5,756	5,900
給付費	74,982,612	71,828,340	74,781,507	76,991,059	78,210,060	79,594,880

※利用人数は、年間延べ数。

⑫特定福祉用具販売

住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、排せつや入浴に使われる用具を購入した場合に、その費用の一部を支給する事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	171	160	164	166	167	169
給付費	4,257,060	3,607,216	3,697,955	3,839,513	3,877,908	3,916,687

※利用人数は、年間延べ数。

⑬住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、段差の解消や手すりの取り付け、引き戸への扉の取り替え等小規模な一定種類の住宅改修にかかわる費用の一部を支給する事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	154	128	140	142	143	144
給付費	13,216,526	11,996,316	13,139,553	13,642,536	13,778,960	13,916,750

※利用人数は、年間延べ数。

⑭居宅介護支援

介護サービスの適切な利用ができるよう、利用者、家族等に各種サービスの情報の提供を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービスが適切に提供されるようにサービス提供事業所との連絡調整、実施状況の把握・評価等を行う事業です。高齢者人口の増加に伴う認定者数の増加から、第4期においても利用・給付費とも伸びることを見込んでいます。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	10,548	10,548	10,984	11,190	11,342	11,713
給付費	118,008,384	118,244,100	124,921,559	130,876,933	132,685,736	136,894,277

※利用人数は、年間延べ数。

(2) 地域密着型サービス

要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、原則として西予市の市民のみが利用可能となります。

①認知症対応型通所介護

居宅要介護者かつ認知症の人を対象に、施設や老人デイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う事業です。第4期においては、事業所の新設及びその利用を見込んでいます。

(単位:人、回、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	0	0	0	166	336	345
利用回数	0	0	0	1,899	3,853	3,945
給付費	0	0	0	20,068,358	40,723,857	41,635,579

※利用人数、利用回数は、年間延べ数。

②認知症対応型共同生活介護

身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を受ける事業です。第4期においては、事業所の新設は見込んでいません。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	2,004	2,388	2,616	2,640	2,640	2,640
給付費	457,402,896	550,281,192	608,802,534	631,562,731	631,582,987	631,603,244

※利用人数は、年間延べ数。

(3) 施設サービス

施設サービスには、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」の3種類があり、要介護1以上の人に居住の場を提供するサービスです。今後も居宅サービス利用との調整を図り、より重度の要介護者が優先的に施設サービスを受けられるよう、近隣市の施設整備状況等にも留意しながら、利用の適正化を図ります。

また、療養病床の再編成により平成23年度末に介護療養型医療施設が廃止されることから、療養病床から老人保健施設等への転換移行等を踏まえ、関係機関との連携に努めます。

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、入所定員が30人以上の施設で、常時介護を必要とする人で自宅における介護が困難な場合に利用されるものです。入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話のほか、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事業です。特別養護老人ホーム皆楽園の開設に伴い、平成20年度で急激な伸びを示していますが、第4期では現状程度で推移することを見込んでいます。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	3,840	3,822	4,308	4,320	4,320	4,320
給付費	884,013,912	895,998,991	997,784,834	1,048,015,966	1,049,583,773	1,051,151,579

※利用人数は、年間延べ数。

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定期にあり入院治療の必要はないが、看護、介護、リハビリを必要とする要介護状態の人を対象とします。看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。第4期においても実績と同数程度で推移することを見込んでいますが、療養病床の再編成から、平成23年度において、介護老人保健施設が転換先となることを想定し、以下のように見込んでいます。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	2,856	2,880	2,808	2,808	2,808	3,348
給付費	679,928,220	702,135,948	703,823,280	724,508,810	725,727,308	882,847,812

※利用人数は、年間延べ数。

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設では、脳卒中や心臓病等の急性期の治療が終わり、長期にわたる療養を要する要介護状態の人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練等の必要な医療を行います。平成23年度末で介護の療養病床が廃止され他の施設等に転換されることから、平成23年度で大幅な減少となることを見込んでいます。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	817	637	660	756	756	216
給付費	294,038,592	238,493,244	251,908,699	297,053,885	297,485,050	84,714,633

※利用人数は、年間延べ数。

第3節 予防給付サービスの見込み

(1) 介護予防サービス

要支援1・2の人を対象に、要介護状態へ移行することを予防するためのサービスです。

①介護予防訪問介護

居宅要支援者に対して介護予防を目的として、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）等によって入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行う事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	2,004	2,052	1,956	1,996	2,006	2,063
給付費	37,600,896	38,633,304	39,024,080	41,019,802	41,223,487	42,398,167

※利用人数は、年間延べ数。

②介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がなく、また、施設における浴室利用が困難な人等、ケアマネジメントの過程において特に必要性があると判断された人に対して、介護予防を目的として浴槽を提供して入浴介護を行う事業です。第3期計画での実績がないため第4期計画でも見込みません。

(単位:回、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用回数	0	0	0	0	0	0
給付費	0	0	0	0	0	0

※利用回数は、年間延べ数。

③介護予防訪問看護

基礎疾患を抱える人に対して主治医がその治療の必要性を認めた要支援者について、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的として、健康チェックや療養上の世話または必要な診療補助を行う事業です。

(単位:回、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用回数	252	624	1,116	1,135	1,141	1,173
利用人数	72	132	219	223	224	230
給付費	1,311,252	3,430,968	6,391,454	6,698,555	6,733,393	6,923,155

※利用回数、利用人数は、年間延べ数。

④介護予防訪問リハビリテーション

介護予防を目的として、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、看護師等の機能回復訓練（リハビリ）の専門家が要支援認定者の居宅を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行う事業です。

(単位:日、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用日数	372	780	976	996	1,001	1,029
利用人数	72	156	198	202	203	209
給付費	1,709,376	3,655,080	4,548,385	4,771,814	4,795,832	4,929,983

※利用日数、利用人数は、年間延べ数。

⑤介護予防居宅療養管理指導

介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理及び指導等を行う事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	68	90	81	79	78	76
給付費	433,980	529,200	427,860	431,043	422,423	413,974

※利用人数は、年間延べ数。

⑥介護予防通所介護

居宅要支援者に対して、介護予防を目的として特別養護老人ホーム等の施設や老人デイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	2,400	2,448	3,221	3,286	3,303	3,396
給付費	64,103,676	69,354,684	101,524,210	106,393,822	106,917,074	109,951,096

※利用人数は、年間延べ数。

⑦介護予防通所リハビリテーション

居宅要支援者に対して、介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的として、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	372	396	432	441	443	455
給付費	9,626,700	13,657,788	15,961,663	16,693,887	16,769,769	17,272,111

※利用人数は、年間延べ数。

⑧介護予防短期入所生活介護

居宅要支援者が介護予防を目的として、特別養護老人ホーム等に短期間入所して、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業です。

(単位:日、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用日数	444	636	957	976	980	1,008
利用人数	60	96	147	150	151	155
給付費	2,156,964	3,189,480	5,091,442	5,334,812	5,356,173	5,509,617

※利用日数、利用人数は、年間延べ数。

⑨介護予防短期入所療養介護

要支援者が介護老人保健施設や病院等に短期入所し、介護予防を目的として、看護や医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の支援を行う事業です。

(単位:人、日、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	6	12	27	27	28	28
利用日数	24	96	158	161	161	167
給付費	180,288	299,760	310,979	326,713	326,713	340,765

※利用人数、利用日数は、年間延べ数。

⑩介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム等）に入居している要支援者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行う事業です。第4期においては、1事業所の新設（定員50人）と既存の2か所のケアハウス（定員各30人）の新たな指定を見込んでいることから、以下のような急増となることを見込んでいます。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	36	48	36	132	360	360
給付費	1,682,172	2,879,232	2,905,680	13,101,720	34,475,913	34,475,913

※利用人数は、年間延べ数。

⑪介護予防福祉用具貸与

居宅要支援者に対して、介護予防を目的とした福祉用具を貸し出す事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	648	744	1,135	1,155	1,161	1,194
給付費	5,380,836	2,733,708	4,301,745	4,511,586	4,534,893	4,664,243

※利用人数は、年間延べ数。

⑫特定介護予防福祉用具販売

居宅要支援者に対して、介護予防を目的とした福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給する事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	50	78	92	93	94	95
給付費	925,724	1,494,156	1,766,973	1,834,612	1,852,959	1,871,488

※利用人数は、年間延べ数。

⑬介護予防住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、段差の解消や手すりの取り付け、引き戸等への扉の取り替え等、小規模な一定種類の住宅改修にかかわる費用の一部を支給する事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	73	73	93	94	95	96
給付費	6,013,188	6,888,207	8,806,335	9,143,441	9,234,876	9,327,225

※利用人数は、年間延べ数。

⑭介護予防支援

居宅要支援者が適切な介護サービスを受けられるように、心身の状況や生活環境、本人や家族の意向などを踏まえ、介護予防計画（ケアプラン）を作成する事業です。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	4,512	4,836	6,190	6,313	6,346	6,525
給付費	39,457,932	31,141,092	26,601,429	27,883,415	28,028,455	28,824,486

※利用人数は、年間延べ数。

(2) 地域密着型介護予防サービス

要支援者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

①介護予防認知症対応型通所介護

居宅要支援者かつ認知症の人を対象に、施設や老人デイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を行う事業です。第4期において、事業所の新設及びその利用を見込んでいます。

(単位:回、人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用回数	0	0	0	101	203	208
利用人数	0	0	0	25	51	52
給付費	0	0	0	830,788	1,670,258	1,711,060

※利用回数、利用人数は、年間延べ数。

②介護予防認知症対応型共同生活介護

身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の支援及び機能訓練を受ける事業です。第4期においては、事業所の新設は見込んでいません。

(単位:人、円)

年度	実績			第4期計画の見込み		
	18年度	19年度	20年度見込	21年度	22年度	23年度
利用人数	0	39	72	72	72	72
給付費	0	8,145,576	15,489,126	15,922,822	15,922,822	15,922,822

※利用人数は、年間延べ数。

第4節 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活をすごせるよう支援することを目的としています。第4期計画においては、以下の事業内容と費用を見込みます。

(1) 介護予防事業

①介護予防特定高齢者施策

要介護状態等となるおそれの高い65歳以上の高齢者を対象として、要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として事業を実施します。

具体的には、特定高齢者把握事業において特定高齢者を決定し、通所型介護予防事業として運動器の機能向上事業、口腔機能向上事業、栄養改善事業等を実施します。また、通所による事業への参加が困難な特定高齢者については、訪問型介護予防事業を実施します。

本市では、運動機器を使つての筋力向上トレーニング事業や水中運動教室、運動指導士や柔道整復師による介護予防事業など、地域資源を活用して事業を実施しています。

②介護予防一般高齢者施策

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが自主的に実施されるような地域社会の構築をめざして、健康教育、健康相談等の取り組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

本市では、健康教室・健康相談・健康教育等を地域のサロン等で実施しているほか、高齢者食生活改善事業や地域住民グループ支援事業においては、地域活動組織の協力及び支援を受けるまたは支援を行うことで事業を実施しています。

(2) 包括的支援事業

本市では、西予市地域包括支援センターに委託して包括的支援事業を実施しています。

①介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その

他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう介護予防ケアプランの作成等を行います。

②総合相談支援事業

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。

③権利擁護事業

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。具体的には、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携、地域において多職種相互の協働等による連携など、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

(3) 任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業のほか、地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業など、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能です。

本市では、介護用品の支給や家族介護教室等の家族や介護者への直接的な支援のほか、介護サービスの利用者と事業者の橋渡しや相互調整等を担うことを目的として、介護相談員の派遣等を行っています。

地域支援事業費の見込み

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		回数・ 件数	費用額 (千円)	回数・ 件数	費用額 (千円)	回数・ 件数	費用額 (千円)
介護 予防 事業	介護予防特定高齢者施策	96	8,522	180	11,260	180	11,656
	特定高齢者把握事業		4,626		4,857		5,100
	通所型介護予防事業	96	3,891	156	6,198	156	6,351
	訪問型介護予防事業	0	0	24	200	24	200
	介護予防特定高齢者施策評価事業		5		5		5
	介護予防一般高齢者施策		11,763		12,351		12,969
	介護予防普及啓発事業		9,019		9,470		9,944
	地域介護予防活動支援事業		2,739		2,876		3,020
	介護予防一般高齢者施策評価事業		5		5		5
介護予防事業計(A)		96	20,285	180	23,611	180	24,625
支援 事業	包括的						
	介護予防ケアマネジメント事業		31,137		32,071		33,033
	総合相談支援事業		5,138		5,292		5,451
	権利擁護事業		112		115		118
包括的・継続的マネジメント事業		8,313		8,313		8,313	
包括的支援事業計(B)			44,700		45,791		46,915
任意 事業	介護給付費等費用適正化事業		10		3,000		3,000
	家族介護支援事業		14,689		16,017		17,050
	家族介護教室		425		425		425
	認知症高齢者見守り事業		0		300		300
	家族介護継続支援事業		14,144		15,166		16,193
	その他事業		120		126		132
	その他事業		9,030		9,715		10,003
	成年後見制度利用支援事業		512		512		512
	福祉用具・住宅改修支援事業		0		500		600
	地域自立生活支援事業		1,949		2,046		2,149
	その他事業		6,569		6,657		6,742
任意事業計(C)			23,729		28,732		30,053
地域支援事業合計(A+B+C)		96	88,814	180	98,134	180	101,593

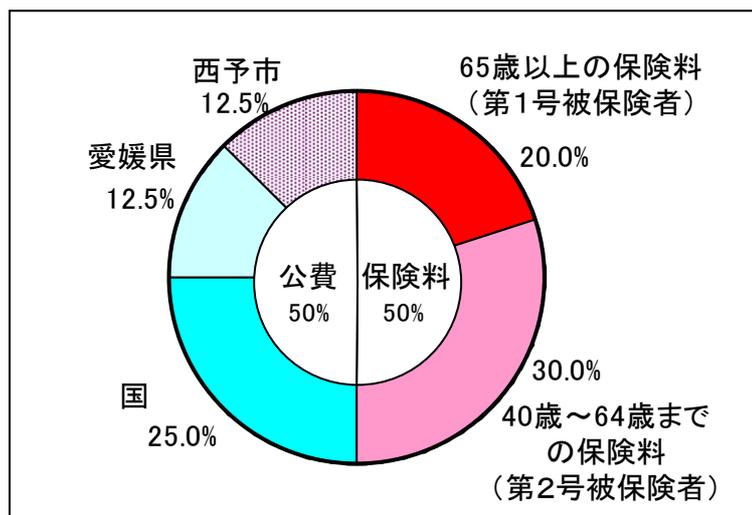
第6章 介護保険事業の適切な運営

第1節 第1号被保険者の保険料の設定

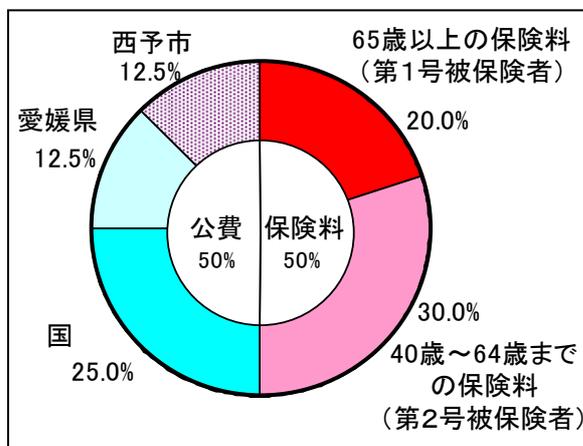
(1) 介護保険給付費の財源

介護保険サービスを利用した場合、介護費用の1割を利用者が負担して、残りの9割は介護保険から給付されます。この介護保険給付に必要な費用の財源は、半分を国、県、市が負担し、残り半分を65歳以上の保険料（第1号被保険者）と、40歳～64歳までの保険料（第2号被保険者）が負担する保険料で賄うことになっています。また、予防給付（介護予防事業・包括的支援事業・任意事業）に要する費用は以下のとおりの負担となっています。

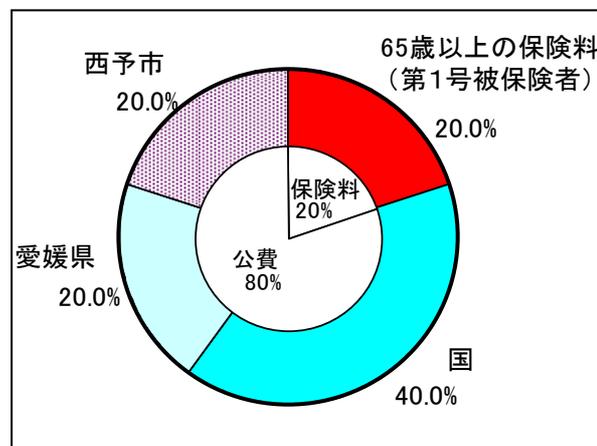
介護保険給付費の財源内訳



介護予防事業の財源内訳



包括的支援事業・任意事業の財源内訳



(2) 給付費

居宅サービス等受給者（利用者数）及び必要量の見込み（介護予防を含む）から、計画期間3か年の総給付費を算出しました。

また、介護給付費等の見込額は、標準給付費（居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費、算定対象審査支払手数料）のほか、地域支援事業に係る費用等を加えた額となります。

給付費の見込み（平成21～23年度）

（単位：円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費 ①	4,234,093,619	4,412,725,278	4,471,015,783	13,117,834,680
特定入所者介護サービス費等給付額 ②	229,652,596	240,868,645	252,637,499	723,158,740
高額介護サービス費等給付額 ③	90,024,665	96,326,391	100,179,447	286,530,503
審査支払手数料 ④	4,997,270	5,047,263	5,097,692	15,142,225
標準給付費見込額 計 ⑤=①～④	4,558,768,150	4,754,967,577	4,828,930,421	14,142,666,148
地域支援事業費 ⑥	88,714,000	98,134,000	101,593,000	288,441,000
合計 ⑤+⑥	4,647,482,150	4,853,101,577	4,930,523,421	14,431,107,148

総給付費の見込み

(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅サービス・介護予防サービス			
①訪問介護・介護予防訪問介護	191,923,935	194,252,811	199,967,451
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	25,472,015	25,865,999	25,821,825
③訪問看護・介護予防訪問看護	48,874,982	50,762,363	53,912,768
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	20,332,480	21,342,145	22,733,857
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	6,456,128	6,327,007	6,200,466
⑥通所介護・介護予防通所介護	480,264,157	500,127,876	524,147,753
⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	147,481,161	150,688,641	157,017,435
⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	179,640,799	191,136,091	204,443,431
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	44,778,187	46,241,010	48,316,196
⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	82,183,320	191,081,433	207,056,553
⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	81,502,645	82,744,953	84,259,123
⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	5,674,125	5,730,867	5,788,175
⑬住宅改修・介護予防住宅改修	22,785,977	23,013,836	23,243,975
⑭居宅介護支援・介護予防支援	158,760,348	160,714,191	165,718,763
(2) 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス			
①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	20,899,146	42,394,115	43,346,639
②認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	647,485,553	647,505,809	647,526,066
(3) 施設サービス			
①介護老人福祉施設	1,048,015,966	1,049,583,773	1,051,151,579
②介護老人保健施設	724,508,810	725,727,308	882,847,812
③介護療養型医療施設	297,053,885	297,485,050	84,714,633
④療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	32,801,283
総給付費	4,234,093,619	4,412,725,278	4,471,015,783

(3) 第1号被保険者の保険料算定の基準

①調整交付金見込額

調整交付金は、市町村間における後期高齢者の加入割合の相違や、第1号被保険者の負担能力の相違、災害等による保険料の減免といった格差を調整するもので、調整交付金が介護保険給付に占める割合は市町村ごとに異なります。

②財政安定化基金拠出金

財政安定化基金は、市町村の介護保険財源の安定化に資するため、都道府県に基金を設け、一定の事由によって市町村の介護保険財源に不足が生じた場合に資金の交付または貸付を行うことを目的としています。財政安定化基金の財源は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担しますが、市町村の負担部分は第1号被保険者の保険料があてられます。第3期に引き続き、愛媛県における第4期の拠出率は0%です。

③所得段階別加入割合補正後被保険者数

第1号被保険者見込み数で保険料基準額を納めるとした場合の、第1号被保険者数に換算補正した被保険者数となります。

④保険料収納必要額の算定

平成21年度から平成23年度までの、標準給付費見込額、調整交付金相当額、調整交付金見込額、準備基金取崩額等により、第1号被保険者の保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額の算定

(単位：円)

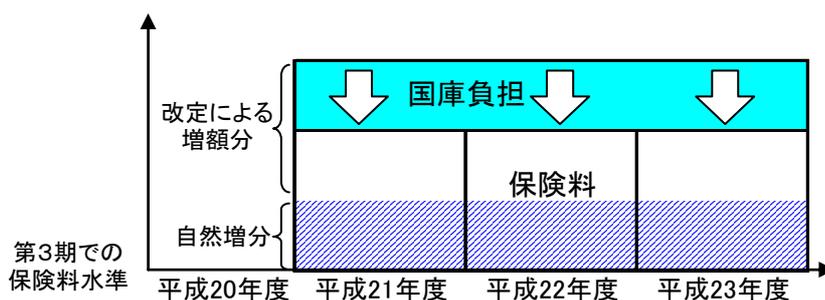
項目		金額
標準給付見込額	①	14,142,666,148
地域支援事業費	②	288,441,000
第1号被保険者負担相当額	③=(①+②)×20%	2,886,221,430
調整交付金相当額	④	707,133,307
調整交付金見込額	⑤	1,372,244,000
準備基金取崩額	⑥	173,000,000
保険料収納必要額	⑦=③+④-⑤-⑥	2,048,110,737

⑤介護従事者処遇改善臨時特例交付金

介護従事者処遇改善臨時特例交付金は介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制するために必要な経費を交付するものです。

本市では段階的に保険料を上昇させずに3か年平均で保険料を軽減するための財源として充当します。

特例交付金による保険料上昇抑制のイメージ（西予市の場合）



⑥保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料については、低所得者の負担能力をきめ細かく反映した保険料設定を目的として、第3期計画では6段階の保険料が設定されました。第4期計画においても国の基準どおり6段階の保険料設定を行います。

第1号被保険者保険料の所得段階別区分

区分	対象者	負担割合
第1段階	○高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ○生活保護受給者	基準額×0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入80万円以下)	基準額×0.50
第3段階	世帯全員が市民税非課税 (第2段階以外)	基準額×0.75
第4段階	本人が市民税非課税 (世帯人に住民税課税者がいる場合)	基準額
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が基準所得金額(200万円)未満	基準額×1.25
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が基準所得金額(200万円)以上	基準額×1.50

(4) 保険料の算定

①本来の保険料

第4期における本来の保険料基準額は以下のとおり算出されます。

本来の保険料基準額（月額）の算定

保険料収納必要額	①	2,048,110,737 円
予定保険料収納率	②	99.0%
被保険者数(所得段階加入割合補正後)	③	41,458 人
保険料(年額)	④=①÷②÷③	49,901 円
保険料基準額(月額)	⑤=④÷12	4,158 円

②軽減後の保険料

介護従事者処遇改善臨時特例交付金による軽減後の保険料基準額は以下のとおり算出され、第4期での西予市の第1号被保険者の保険料基準額（月額）は4,100円となります。

軽減後の保険料基準額（月額）の算定

保険料収納必要額	①	2,048,110,737 円
介護従事者処遇改善臨時特例交付金	②	28,674,264 円
予定保険料収納率	③	99.0%
被保険者数(所得段階加入割合補正後)	④	41,458 人
保険料(年額)	⑤=(①-②)÷③÷④	49,200 円
保険料基準額(月額)	⑥=⑤÷12	4,100 円

第2節 サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

(1) 円滑な制度運営のための体制整備

①地域包括支援センター事業の円滑な運営と公平性・中立性の確保

介護予防事業、包括的・継続的ケアマネジメント、総合相談支援及び権利擁護事業など、地域包括支援センターが担う事業が円滑に実施できるよう、主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師等の専門職による適切な人員配置を図るとともに、きめ細やかな研修を実施していきます。

また、「地域包括支援センター運営協議会」を通じて、地域包括支援センター運営の円滑な実施と「公平性・中立性」が確保できるよう取り組みます。

②密接な連携による介護予防事業の効果的な実施

地域支援事業や介護予防サービスを効率的、効果的に実施し、また、事業相互の継続性・整合性が確保されるよう、事業対象者の選定や高齢者の状況に応じたサービス提供に必要な情報交換を行うなど、健診事業や民生委員・児童委員の活動をはじめ、高齢者に係わる関係事業や関係機関・団体等による密接な連携を確保します。

③公平・中立な要介護認定の推進

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、広域的な連携のもと、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に一層取り組むとともに、そのために必要な研修等を充実します。

④介護給付適正化に向けた取り組みの推進

「愛媛県介護給付適正化プログラム」を踏まえ、今後も事業者への指導・助言をはじめ、国保連介護給付適正化システムを活用した介護給付の点検、介護給付費通知の発送やケアプランチェックなど介護給付適正化の取り組みを進めます。

(2) 保険者としての支援体制の充実

①情報提供や指導監督等の充実

要介護度に応じた適切なケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業所に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

また、制度改革に伴い保険者としての機能強化が図られたことを踏まえ、地域密着型サービスの指定や必要な指導監督事務の適切な運営を図ります。

②関係施策・事業との連携強化

介護保険制度や医療保険制度の改正等により、高齢者に関する医療・保健・福祉・介護等の施策の在り方が変化しており、これらの施策間の相互連携がこれまで以上に必要となっています。また、高齢者をとりまく環境は多岐にわたっており、地域での自立した生活を支援していくためには広範な施策領域での連携も不可欠です。

このため、庁内関係課とより密接な連携を図りながら、事業実施による相乗効果がより高められるよう高齢社会対策の総合的推進に努めます。

(3) 利用者本位のサービス提供の推進

①制度の周知徹底と相談支援体制の構築

介護保険サービスをはじめとする各種サービスの利用促進を図るため、介護サービス情報の公表制度の利用促進、介護保険制度パンフレット、「広報せいよ」、ホームページ等を活用して、市民への制度周知に努めます。

介護保険や高齢者福祉サービスの利用の仕方、介護の方法に関すること等、高齢者が理解・利用しやすい情報を提供していくとともに、高齢者やその家族が抱える悩みなどに適切に対応できるよう、地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携・協力しながら、高齢者が身近な地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

②介護サービスの質の向上

高齢者に対して良質なサービスを提供するためには、サービスを提供する人材の資質の向上が大切です。そのため市職員や地域包括支援センター職員、介護保険サービス提供事業者職員等に対する様々な研修の機会を確保します。

さらに、介護保険サービスに関する利用者からの相談・苦情に対応するため、地域包括支援センターや県、市が連携した相談・苦情処理体制の確立に努めます。

資料編

資料 1 計画策定について

(1) 西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成 16 年 4 月 1 日
告 示 第 32 号

(設置)

第 1 条 介護を社会全体で支え、高齢者が生き生きと生活できるまちづくりを目指し、国が定める基本指針に即して、西予市における介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定するため、西予市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、幅広い関係者の協力を得て、次に掲げる項目について審議検討し、意見及び提言を行うものとする。

- (1) 介護保険事業計画案の策定に関すること。
- (2) 老人福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、介護保険事業計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内で組織する。

2 委員会の委員は、市長が、委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から介護保険事業計画案の策定年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、西予市役所内に置き、庶務は、高齢福祉課が行う。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 策定委員会委員

第4期西予市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

	区 分 (所属・職名)	氏 名	備 考
1	学識経験者 (西予市議会厚生常任委員会委員長)	酒 井 宇之吉	
2	学識経験者 (西予市議会厚生常任委員会副委員長)	兵 頭 竜	
3	保健医療関係者 (西予市医師会会長)	宇都宮 大 朗	副委員長
4	福祉関係者 (西予市社会福祉協議会会長)	大 塚 功	
5	福祉関係者 (西予市民生児童委員協議会会長)	松 岡 英 志	
6	住民代表 (第1号被保険者) (西予市老人クラブ連合会会長)	清 水 保	
7	住民代表 (第1号被保険者) (西予市連合婦人会会長)	山 本 恒 子	
8	住民代表 (第2号被保険者)	松 本 正 志	
9	居宅サービス事業者 (短期入所療養介護・通所リハビリテーション)	樋 口 志 保	
10	地域密着型サービス事業者 (認知症対応型共同生活介護)	和 氣 利 雄	
11	施設サービス事業者 (介護老人福祉施設)	管 家 一 夫	
12	地域包括支援センター (西予市地域包括支援センターセンター長)	徳 居 勝 子	
13	行政関係者 (西予市副市長)	別 宮 静	委員長
14	行政関係者 (西予市生活福祉部長兼福祉事務所長)	炭 倉 貞 明	

※ 敬称略・順不同

(3) 策定委員会開催状況

	開催日	議題
第1回	平成20年12月1日	1 委員長及び副委員長の選出について 2 介護保険制度の沿革及び介護保険事業計画について 3 西予市の介護保険事業状況について 4 日常生活圏域の設定について 5 施設・居住系サービスの見込みについて 6 地域密着型サービスの見込みについて 7 第4期の第1号被保険者の介護保険料について 8 その他
第2回	平成20年12月17日	1 施設・居住系サービスの見込みについて 2 地域密着型サービスの見込みについて 3 第4期の第1号被保険者の介護保険料について 4 その他
第3回	平成21年1月20日	1 将来人口推計等について 2 地域支援事業について 3 第4期のサービス見込量について 4 第4期の第1号被保険者の介護保険料について 5 その他
第4回	平成21年2月6日	1 第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について 2 その他
第5回	平成21年2月27日	1 第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（原案）について 2 その他

資料2 市内のサービス事業所一覧

■訪問介護・介護予防訪問介護

番号	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	明浜	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜2-3-1	0894-65-0551
2	明浜	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 明浜支所	西予市明浜町高山甲3657	0894-69-8066
3	宇和	セントケア宇和町	西予市宇和町下松葉457-102	0894-69-1371
4	宇和	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 宇和支所	西予市宇和町卯之町4-746	0894-62-3770
5	野村	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 本所	西予市野村町野村12-15	0894-72-2306
6	野村	J A 東宇和ホームヘルプサービスセンター	西予市野村町野村12-454	0894-72-0238
7	城川	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 城川支所	西予市城川町下相938	0894-82-1266
8	三瓶	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 三瓶支所	西予市三瓶町朝立1-360-1	0894-33-3046

■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

番号	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	宇和	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会宇和支所	西予市宇和町卯之町4-746	0894-62-3770
2	野村	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会本所	西予市野村町野村12-15	0894-72-2306

■訪問看護・介護予防訪問看護

番号	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	明浜	あじき医院	西予市明浜町高山甲3630	0894-64-0331
2	宇和	訪問看護ステーション東宇和	西予市宇和町卯之町3-293	0894-69-1140
3	野村	西予市立野村病院	西予市野村町野村9-53	0894-72-0180
4	城川	西予市国民健康保険土居診療所	西予市城川町土居578	0894-83-0031
5	三瓶	医療法人 仁寿会笹田循環器科内科医院	西予市三瓶町朝立1-310-41	0894-33-3320
6	三瓶	訪問看護ステーションわかば	西予市三瓶町朝立1-386-1	0894-33-3387

■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

番号	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	宇和	西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町1-246-1	0894-62-1121
2	宇和	高千穂病院	西予市宇和町上松葉184-2	0894-62-5009
3	野村	整形外科井関医院	西予市野村町野村11-110	0894-72-0030
4	野村	西予市立野村病院	西予市野村町野村9-53	0894-72-0180

■通所介護・介護予防通所介護

通番	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	明浜	西予市明浜デイサービスセンター	西予市明浜町狩浜2-1177	0894-65-0137
2	明浜	デイサービスセンター明浜館	西予市明浜町高山甲688	0894-64-0301
3	宇和	あんしんの家	西予市宇和町新城1072	0894-69-1003
4	宇和	石城あんしんの家れんげ	西予市宇和町山田1863-1	0894-62-2056
5	宇和	多田あんしんの家	西予市宇和町伊延東81-1	0894-66-0668
6	宇和	デイサービスセンター蒼月	西予市宇和町岡山545	0894-66-0234
7	宇和	福祉の里デイサービスセンター	西予市宇和町久枝甲1442-1	0894-62-4611
8	宇和	游の里デイサービスセンター	西予市宇和町明間6125	0894-67-0079
9	野村	通所介護事業所惣川高齢者生活福祉センター	西予市野村町舟戸2097	0894-76-0275
10	野村	デイサービスセンター・バンブー	西予市野村町野村11-95-1	0894-72-3801
11	野村	通所介護事業所野村町デイサービスセンター	西予市野村町野村13-422	0894-72-3750
12	城川	デイサービスセンター昴星	西予市城川町下相693	0894-82-1027
13	城川	西予市城川デイサービスセンター	西予市城川町魚成7026-1	0894-82-0021
14	三瓶	デイサービスセンターまほろば	西予市三瓶町朝立2-1-7	0894-33-2877
15	三瓶	デイサービスセンター皆楽園	西予市三瓶町皆江2598-1	0894-20-5711

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通番	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	宇和	老人保健施設うわ	西予市宇和町上松葉176-1	0894-62-9769
2	野村	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市野村町野村9-47-3	0894-72-3820
3	三瓶	老人保健施設みのり園	西予市三瓶町朝立1-386-1	0894-33-1080

■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

通番	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	明浜	西予市明浜老人短期入所施設	西予市明浜町狩浜2-1177	0894-65-0137
2	宇和	あんしんの家	西予市宇和町新城1072	0894-69-1003
3	宇和	石城あんしんの家れんげ	西予市宇和町山田1863-1	0894-62-2056
4	宇和	多田あんしんの家	西予市宇和町伊延東81-1	0894-66-0668
5	宇和	短期入所生活介護事業所松葉寮	西予市宇和町久枝甲1434-1	0894-62-2111
6	野村	短期入所生活介護事業所しいのき園	西予市野村町野村8-467	0894-72-3554
7	野村	短期入所生活介護事業所法正園	西予市野村町野村13-288	0894-72-2851
8	城川	西予市城川老人短期入所施設	西予市城川町魚成7026-1	0894-82-0021
9	三瓶	短期入所生活介護事業所 皆楽園	西予市三瓶町皆江2598-1	0894-20-5710

■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

番号	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	宇和	老人保健施設うわ	西予市宇和町上松葉176-1	0894-62-9769
2	野村	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市野村町野村9-47-3	0894-72-3820
3	三瓶	老人保健施設みのり園	西予市三瓶町朝立1-386-1	0894-33-1080

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

番号	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	明浜	グループホーム明浜館	西予市明浜町高山甲688	0894-64-0302
2	宇和	グループホームうつのみやさんの家	西予市宇和町岩木1027	0894-62-9204
3	宇和	グループホーム宇和ひまわり	西予市宇和町坂戸336-1	0894-62-2106
4	宇和	アクティブライフ宇和	西予市宇和町卯之町5-233	0894-62-0626
5	宇和	グループホーム蘭	西予市宇和町河内166-1	0894-66-0696
6	宇和	グループホーム蒼月	西予市宇和町岡山545	0894-66-0234
7	宇和	グループホームもみの木	西予市宇和町上松葉165-1	0894-62-7720
8	野村	うっかり長屋きなはいや	西予市野村町野村11-1	0894-72-1371
9	野村	グループホームかぐや姫	西予市野村町野村11-95-1	0894-72-3802
10	野村	グループホーム竹の園	西予市野村町野村12-106	0894-72-2020
11	野村	グループホームあいの里	西予市野村町阿下6-588	0894-72-3737
12	城川	グループホーム昴星	西予市城川町下相693	0894-82-1027
13	三瓶	グループホームまほろば	西予市三瓶町朝立2-1-7	0894-33-2877
14	三瓶	アクティブライフ三瓶	西予市三瓶町朝立7-84-1	0894-29-5260

■介護老人福祉施設

番号	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	明浜	西予市特別養護老人ホームあけはま荘	西予市明浜町狩浜2-1177	0894-65-0137
2	宇和	宇和町特別養護老人ホーム松葉寮	西予市宇和町久枝甲1434-1	0894-62-2111
3	野村	特別養護老人ホームしいのき園	西予市野村町野村8-467	0894-72-3554
4	野村	法正園	西予市野村町野村13-288	0894-72-2851
5	城川	西予市特別養護老人ホーム寿楽苑	西予市城川町魚成7026-1	0894-82-0021
6	三瓶	特別養護老人ホーム皆樂園	西予市三瓶町皆江2598-1	0894-20-5710

■介護老人保健施設

番号	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	宇和	老人保健施設うわ	西予市宇和町上松葉176-1	0894-62-9769
2	野村	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市野村町野村9-47-3	0894-72-3820
3	三瓶	老人保健施設みのり園	西予市三瓶町朝立1-386-1	0894-33-1080

■介護療養型医療施設

通番	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	宇和	高千穂病院	西予市宇和町上松葉184-2	0894-62-5009

■居宅介護支援（介護予防支援）

通番	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	明浜	ケアプラン明浜館	西予市明浜町高山甲688	0894-64-0270
2	明浜	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 明浜支所	西予市明浜町高山甲3657	0894-69-8066
3	宇和	居宅介護支援事業所 松葉寮	西予市宇和町久枝甲1434-1	0894-62-2111
4	宇和	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 宇和支所	西予市宇和町卯之町4-746	0894-62-3770
5	宇和	指定居宅介護支援事業所プランたかちほ	西予市宇和町上松葉184-2	0894-62-4308
6	宇和	訪問看護ステーション東宇和	西予市宇和町卯之町3-293	0894-69-1140
7	野村	介護支援のむら	西予市野村町野村9-53	0894-72-0180
8	野村	居宅介護支援事業所法正園	西予市野村町野村13-288	0894-72-2851
9	野村	整形外科井関医院	西予市野村町野村11-110	0894-72-0030
10	野村	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 本所	西予市野村町野村12-15	0894-72-2306
11	野村	J A 東宇和介護支援センター	西予市野村町野村12-454	0894-72-0280
12	野村	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市野村町野村9-47-3	0894-72-3820
13	野村	居宅介護支援事業所 だんだん	西予市野村町阿下7-56-2	0894-72-0312
14	城川	西予市城川居宅介護支援事業所	西予市城川町下相938	0894-82-1277
15	三瓶	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 三瓶支所	西予市三瓶町朝立1-360-1	0894-33-3046
16	三瓶	訪問看護ステーションわかば	西予市三瓶町朝立1-386-1	0894-33-3387

※平成21年1月末現在（参考：WAM-NET）

■地域包括支援センター

通番	地区	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	宇和	西予市地域包括支援センター 支所	西予市宇和町卯之町4-746	0894-62-7730
2	野村	西予市地域包括支援センター 本所	西予市野村町野村12-15	0894-72-0022

資料3 用語解説

あ行

一般高齢者

要介護認定を受けていない、日常生活が自立している65歳以上の高齢者のこと。

NPO（エヌピーオー）

民間非営利組織(Non-Profit Organization)の略です。営利を目的としない公益事業や住民活動を行なう組織のことです。これらを支援する「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年(1998年)12月から施行されています。

か行

改正高年齢者雇用安定法

急速な高齢化の進行等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主は、(1)定年の引上げ、(2)継続雇用制度の導入、(3)定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じなければならないこととするとともに、高年齢者等の再就職の促進に関する措置を充実するほか、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ることとしています。

ケアプラン（居宅サービス計画・介護予防支援計画）

利用者が居宅サービスなどを適切に利用できるよう、その依頼を受けて、心身の状況、おかれている環境、利用者本人及び家族の希望などを考慮して、利用するサービスなどの種類、及び内容、これを担当する者などを定めた具体的な計画のことです。保険給付の対象となる（施設サービス以外の）サービスを利用する場合の前提となります。このケアプランには、介護保険対象外のサービスも盛り込まれます。

ケアマネジメント

要支援・要介護者のニーズを満たすため、介護保険サービス（介護給付、予防給付）、地域支援事業、保健福祉サービス等の必要なすべてのサービスを総合的・一体的に受けられるように調整することを目的とした援助をいいます。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援・要介護者の自立支援や家族等の介護者の介護負担軽減を図るための必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者で「ケアマネジャー」とも呼ばれています。要支援・要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要支援・要介護者や家族の希望を勘案して、ケアプランを作成するとともに、ケアプランに基づいて介護保険サービス事業所との連絡調整等の支援を行います。

権利擁護事業

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明するための事業であり、高齢者の方で、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続き等に不安がある方に対して援助をするサービスです。

交通バリアフリー法

正式名称を「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といいます（平成12年11月15日施行）。駅やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることとしています。

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

65歳以上の高齢者に対する虐待（身体への暴行や長時間の放置、心理的外傷（精神的後遺症）を与える行為、財産を家族らが勝手に処分するなど）を発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務を定める法律です。

コーホートセンサス変化率法

特定期間に出生した人口を、同時に出生した集団とみなし、これを「コーホート（cohort：同時出生集団）」とよびます。1年ごとの人口を基準人口とする場合は、1歳階級の人口が各コーホートを形成します。男女、年齢別に用意された基準人口から出発して、各年齢において、1年後に1歳だけ年齢を加えたときに存在している人数をコーホートの的に求めるとともに、その1年間に生まれる人数を算出し、1歳階級別人口を予測する方法です。

さ行

シルバー人材センター

「高年齢者雇用安定法（高年齢者の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、都道府県知事の認可を受け、市町村ごとに設立され、高齢者に就労の機会の提供、職業紹介、知識・技術の講習を行う公益法人です。

生活機能評価

満65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けている方を除く）を対象として、身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診。受診した結果「生活機能の低下あり」と判定された方には、生活機能の改善を図るため、介護予防事業（特定高齢者施策）等への参加を勧めています。

成年後見制度

認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、

判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

た行

特定健康診査

国のメタボリックシンドローム対策の柱として、平成20年4月より導入された健康診断のことで、40～74歳を対象として糖尿病や脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としています。

特定高齢者

心身機能の低下がみられ、要支援・要介護状態となる可能性が高いと認められる高齢者をいいます。

な行

認知症サポーター・キャラバンメイト

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者が「認知症サポーター」です。また、キャラバンメイトはボランティアとして、養成研修を実施した市町村や職域団体などと協働で、地域の住民、学校、職域等を対象に認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）を開き、講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行います。

ノーマライゼーション

高齢者や心身に障害のある人たちが、地域の中でともに助け合い、一緒に暮らしていけることがノーマル（正常）だとする社会。

は行

廃用症候群

廃用症候群は1950年代に提唱された概念で、病気やけがによる安静を含む不活発さによって全身または身体の局所に生じる機能の低下で、高齢者の寝たきり発生の主要な原因とされています。全身性の廃用症候には心肺機能低下、起立性低血圧、静脈血栓などがあり、局所性廃用症候には拘縮、廃用性筋萎縮、廃用性骨萎縮などがあります。

ハートビル法

正式名称を「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」といい、高齢社会にむけ高齢者、障害者の社会的参加を積極的に推進するため、これに対応できる建築物を建設することを目的に平成6年9月から施行されています。さらに公益的な建築物のバリアフリー化のスピードアップを図るため、平

成 14 年 7 月の法改正により、病院、劇場、百貨店などの不特定かつ多数の者が利用する建物から、不特定でなくても多数の者が利用する学校、卸売市場、事務所、共同住宅などに範囲が広げられました。

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、能力を問わず、誰にもわかりやすく、誰にも使いやすい製品、環境、空間、建築におけるデザイン。

西予市
第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(平成21年度～23年度)

発行年月 平成21年3月
発行 西予市 高齢福祉課
〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
TEL 0894-62-6406 FAX 0894-62-3055
E-mail kaigoyobou@city.seiyo.ehime.jp